

資料編

新たな原子力規制体制の構築（新規制基準の施行まで）

（１）経過

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、東京電力（株）福島第一原子力発電所は被災し、炉心溶融（メルtdown）と水素爆発を伴う過酷事故（シビアアクシデント）によって、避難等の措置を講じた地域の範囲が E P Z の範囲を超えるなど、極めて重大で広範囲に影響を及ぼす大量の放射性物質の飛散と汚染水の海洋流出などの原子力事故（※1）を引き起こした。

当時、福島第一原発発電所から半径 20km 圏内の地域は、国が警戒区域として原則として立入りが禁止され、半径 20km 圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどして、これまでに、11 万人を超える住民が避難し、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。放出された放射性物質は、福島県だけでなく、東日本の広範な地域に拡散し、放射能汚染の問題は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている（※2）。

（※1）国際原子力事象評価尺度（INES）では、旧ソ連のチェルノブイリ事故と同じレベル 7（深刻な事故）とされる。

（※2）政府事故調査委員会「福島第一原発事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言」（抜粋）

・福島第一原子力発電所事故は、その重大性の点からも、事故後対応において政府も当事者であった点からも、事業者である東京電力や政府とは独立した主体による、客観的かつ多面的な事故分析と課題の整理が求められ、国会、政府、民間、東京電力にそれぞれ事故調査委員会が設置され、それぞれの調査方針により事故の調査と検証を進めて、事業者と政府（行政）の事故防止対策、事故対応、防災対策等に不備、不手際、改善すべき課題が数多く存在していることが明らかになった。

これらの具体的な問題を着実に解決するため、国・地方自治体・事業者は防災体制・各種計画の見直しや充実強化に継続して取り組んでいる。

〇4つの事故調査委員会の概要

	国会	政府	民間	東京電力（株）
名称	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	福島原発事故独立検証委員会	福島原子力事故調査委員会
委員長	黒川清（元日本学術会議会長）	畑村洋太郎（東京大学名誉教授）	北澤宏一（前科学技術振興機構理事長）	山崎雅男（東京電力代表取締役副社長（当時））
調査方針	事故及び事故による被害の原因、事故対応、原子力政策の調査検証と、それらを踏まえての提言を行う	事故及び事故による被害の原因の究明と被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等の政策提言を行う	真実(truth)、独立(independence)、世界(humanity)をモットーとして、政府と東電の責任を検証する	事故原因を究明し、原子力発電所の安全性向上に寄与するため、必要な対策を提案する
提言と課題	〔7 つの提言〕 ①規制当局に対する国会の監視、②政府の危機管理体制の見直し、③被災住民に対する政府の対応、④電気事業者の監視（含む国会による監視）、⑤新しい規制組織の要件、⑥原子力法規制の見直し、⑦独立調査委員会の活用	〔7 項目の提言〕 ①安全対策・防災対策の基本的視点、②原発の安全対策、③原子力災害に対応する態勢、④被害の防止・軽減策、⑤国際的調和、⑥関係機関の在り方、⑦継続的な原因解明・被害の全容調査の実施	・独立性と専門性のある安全規制機関、米国の連邦緊急事態管理庁（FEMA）に匹敵するような過酷な災害・事故に対する本格的実行部隊、首相に適切な助言を行う独立した科学技術評価機関（機能）の創設等が必要	〔課題〕 （設備面） 徹底した津波対策、電源喪失を前提とした炉心損傷防止機能の確保、炉心損傷後の影響緩和策など。 （運用面） ①緊急時対応態勢の確立、②事故情報の伝達・共有手段の改善、迅速かつ正確な情報公開、③資機材輸送に

				関する取り決め、④放射線管理教育の強化、内部被ばく評価方法の整備など。 (国等に対して) ①津波などの外的事象の基準策定と国による審査の実施、②国が保有する津波データの利用など。
報告書提出	平成24 年7 月5 日	平成24 年7 月23 日	平成24 年2 月27 日	平成24 年6 月20 日

(出典) 各報告書から抽出

○国の原子力対策の見直しと本県の対応

【平成 23 年】

- ・ 7 月 11 日 内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣で「我が国原子力発電所の安全性の確認について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」をとりまとめる。
→安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に、どの程度の安全裕度を有するか、欧州各国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続や安全評価を原子力事業者が行い、その評価結果を経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更に内閣府原子力安全委員会がその確認の妥当性を確認する。
- ・ 8 月 15 日 原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について閣議決定
→原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るための改革を進める。
- ・ 11 月 17 日 原子力安全委員会で、「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」が示され、「UPZ 半径 30 キロ」が了承される。

<旧 EPZ を見直し、UPZ として半径 30km に拡大した経過>

- ・ 11 月 1 日 原子力安全委員会専門部会防災指針検討ワーキンググループ会議とりまとめ
 - ・ 11 月 11 日 原子力安全委員会専門部会（原子力施設等防災専門部会）とりまとめ
 - ・ 11 月 17 日 専門部会から原子力安全委員会（本委員会）に報告され、了承される
☆原発事故時に、直ちに避難する区域「予防防護措置区域（PAZ）」を新設（概ね 5 km 圏）。
☆「防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）」を、IAEA に合わせ「緊急防護措置区域（UPZ）」と改める（概ね 30 km 圏）
 - ・ 12 月 25 日 鳥取県と中国電力が安全協定を締結（EPZ 外で初）
- 【平成 24 年】
- ・ 1 月 23 日 原子力防災への取り組み強化に係る自治体等への説明会開催〔環境省主催〕
→原子力防災への取り組み強化の全体像、地域防災計画の策定に向けたガイドラインの概要等（内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室説明）
 - ・ 2 月 17 日 地域防災計画（原子力災害対策編）策定に関する県内市町村説明会
※講師：内閣府原子力安全規制組織等改革準備室 金子参事官
会場：西部総合事務所会議室
 - ・ 3 月 12 日 鳥取県と島根県の原子力防災担当課が事前協議〔鳥取県庁〕
※議題：原子力防災計画・避難計画の策定等
 - ・ 6 月 17 日 原子力災害対策特別措置法及び同法施行令 改正
□第 4 条の 2 国は、大規模な自然災害及びテロリズム等による原子力災害の発生も想定し、万全の措置を講ずる責務を有する。
□第 6 条の 2 原子力規制委員会において原子力災害対策指針を定める。
□第 13 条の 2 原子力事業者にシビアアクシデントを想定した防災訓練の実施と報告を求め、必要な場合は改善その他必要な措置を命ずる。

- 第 23 条の 2「原子力緊急事態解除宣言後も合同対策協議会を存続し、原子力災害事後対策について相互に協力する等を明記。
- ・ 6 月 20 日 「原子力規制委員会設置法案」が参議院本会議において可決され成立
 - ・ 6 月 27 日 災害対策基本法の改正
- 第 2 条 政府は、教訓を今後にかつため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。
- ・ 同日 原子力規制委員会設置法案 公布
 - 国家行政組織法に基づく 3 条委員会(環境省外局、事務局は原子力規制庁)
 - ・ 同日 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)の改正
 - 電気事業法の原子力発電所に対する安全規制を、原子炉等規制法に一元化
 - 「バックフィット制度」「40 年運転制限」等の導入
 - ・ 同日 原子力災害対策特別措置法の改正
 - 原子力災害対策指針の法定化等
 - ・ 9 月 6 日 防災基本計画(原子力災害対策編)を中央防災会議で決定
 - 原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化
 - ・ 9 月 19 日 原子力規制委員会設置法 施行(原子力規制委員会 発足)
 - 原子力安全・保安院、原子力安全委員会は同年 9 月 18 日をもって廃止
 - ・ 9 月 19 日 原子力災害対策特別措置法改正
 - 法律施行から 6 ヶ月が自治体地域防災計画の修正期限(平成 25 年 3 月 18 日まで(根拠: 原災法第 28 条及び災害対策基本法第 40 条))
 - 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)に盛り込むことで、本県は関係周辺都道府県、米子・境港両市は関係周辺市町村に位置づけられる。
 - ※本県においては、既に平成 13 年 12 月 27 日に県防災計画「原子力対策編(人形峠環境技術センター編、島根原子力発電所編)の基本案決定。
 - 平成 14 年 4 月 16 日付けで内閣総理大臣から基本案の承認通知
 - ・ 10 月 4 日 県と米子・境港両市の原子力防災関係課(総務・衛生・観光・福祉等)の打合会(県主催)
 - 「県避難計画」作成に関する意見交換(原子力安全対策 PT 会議各 WG 単位)
 - 会場: 米子コンベンションセンター
 - ・ 10 月 24 日 原子力規制委員会が拡散シミュレーション公表
 - ※試算誤りにより、平成 24 年 12 月 13 日最終版公表
 - ・ 10 月 31 日 原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
 - 原災法第 6 条の 2 に基づき、決定(法定化)
 - ※旧原子力安全委員会が策定していた防災指針を見直し法定化
 - UPZ(緊急時防護措置準備区域: 30 km)等の定義化を実施
 - 防護措置、緊急時モニタリング体制・緊急被ばく医療体制等の整備等
 - ・ 12 月 10 日 第 6 回原子力安全対策プロジェクトチーム会議で地域防災計画(原子力災害対策編)の全面修正内容を確認
- 【修正のポイント】
- 県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZ が設定されたことから、原子力災害対策指針を踏まえた地域防災計画の全面修正を実施
 - ☆法令による新たな権限の追記
 - 立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等]
 - ☆島根県との連携
 - 情報連絡、UPZ の線引き*、モニタリング、OFC への参加等
 - ※UPZ の範囲は、原子力災害対策指針で示された「概ね 30 km」を基本に、米子市、境港市の地域防災計画に定めた区域とする。なお半径 30 km の安全側に設定することとし、30 km に含まれる全ての最小単位の地区とする。
- 【平成 25 年】
- ・ 2 月 27 日 原子力災害対策指針に安定ヨウ素剤の予防服用についてを明記
 - PAZ 内住民への事前配布等、安定ヨウ素剤の予防服用の体制について明確化

- ・ 3月 18日 鳥取県防災会議（……地域防災計画（原子力災害対策編）の策定期限）
→鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の全面修正を決定
（平成 25 年 1 月 11 日～平成 25 年 2 月 7 日：パブリックコメント）
- ・ 4月 3日 原子力規制委員会が新規制基準の骨子を取りまとめ
（平成 25 年 4 月 11 日～平成 25 年 5 月 10 日：パブリックコメント）
- ・ 6月 5日 原子力災害対策指針改正において、安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示することとする等、配布・服用方法を具体化
- ・ 6月 19日 原子力規制委員会が実用発電用原子炉に係る新規制基準を決定
- ・ 6月 28日 新規制基準公布
- ・ 7月 8日 新規制基準施行

→新規制基準は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、①地震、津波とも基準を強化した上で、既存の原子炉に対しても遡及適用（バックフィット）させることに加え、②基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷、格納容器の破損、放射性物質の拡散等が生じないための対策を講じることを要求。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて必要とされた機能（設備・手順）は全て、平成 25 年 7 月 8 日の新規制基準の施行段階で要求するとともに、信頼性をさらに向上させるバックアップ施設については、新規制基準の施行段階で必要なシビアアクシデント対策等に係る工事計画認可の日から 5 年後までに適合することを要求。

【主な法律等（抜粋）】

→原子力規制委員会(平成 24 年 9 月設置)が、改正原災法第 6 条の 2 に基づき、原子力災害対策指針を策定(平成 24 年 10 月 31 日)。

(参考) 原子力災害対策特別措置法(抜粋)

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための原子力災害対策指針を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
- 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項

(参考) 原子力災害対策指針(抜粋)

I A E A の国際基準を参考に原子力災害対策指針では、U P Z は原発から概ね 5 ～ 30 km 圏(P A Z は原発から概ね 5 km 圏)とすること等を定める。

第 2 原子力災害事前対策

(3) 原子力災害対策重点区域

②原子力災害対策重点区域の範囲

(i) 発電用原子炉施設

(ロ) 緊急防護措置を準備する区域(U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述の E A L、O I L に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係る U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から 5 ～ 30 k m の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30 k m」を目安とする。

③ 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記①及び②の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が

実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

中国電力と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要(平成11年度～平成29年度)

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H11	■H11.12.27「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について(平成11年12月27日付広原第9号)」により、鳥取県への異常時等の連絡体制を開始 → 鳥取県から米子市、境港市へ情報提供	○H11.10.5 JCO事故を受け、鳥取県議会議長名で、①安全管理・防災対策の充実、②鳥根県と同時に鳥取県へも連絡、鳥取県、市町村と対策マニュアルを協議について、中国電力へ申し入れ	H11.10.12茨城県東海村の核燃料加工会社JCO東海事業所で発生した「臨界被爆事故」を受け防災体制の強化、すみやかな情報伝達、米子市との安全協定締結について申し入れ	
H13	■H13.6.12「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成13年6月12日付)」→ 原災法の制定に伴う同法第10条事象発生時についても連絡することに変更 ■H13.11.26「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成13年11月26日付)」→ 発電所敷地内の放射能の連絡基準値の変更	○地域防災計画 原子力災害対策編(鳥根原子力発電所)編を策定		
H17			H17.11.2島根原子力発電所におけるフルサーマル計画、3号機の建設計画を受け米子市との安全協定締結について申し入れ	H17.11.28 2号機フルサーマル導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について中国電力へ申し入れ
H18			地域防災計画(鳥根原子力発電所)編を策定	
H19				域防災計画(原子力災害対策編)を策定
		○中電との防災計画等の見直しに係る事前協議(H19.6.22、7.9) ○本協議(H19.8.31)通報連絡体制・基準、2号機フルサーマル計画、3号機建設等について		H19.9.20 新潟県中越沖地震により東京電力柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受け、安全協定の締結について中国電力へ申し入れ
		○本協議(H19.11.14)県から中電への要望①原災法10条事象未済のトラブル事象の情報提供、②2号機フルサーマル導入に伴うEPZの見直し、③安全協定の締結又はそれに準じた通報連絡体制の充実、④第三者的立場の専門家を入れた客観的な活断層調査の実施等	H19.10.17新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所における災害発生を受け米子市との安全協定締結について申し入れ	
		○H20.3.7「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(依頼)(平成20年3月7日付第200700184133号)」により中国電力鳥取支社長へ防災監名で依頼		
H20	■H20.5.16「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(回答)(平成20年5月16日付鳥支広11号)」→ 鳥取県への平常時連絡事項の情報提供(核燃料輸送経路等の機微情報を除く)が開始。→ 鳥取県から米子市、境港市へ情報提供			
	■H20.6.16「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成20年6月16日付広環工第1号)」→ 放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更			
H21		○H22.3.31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ		
H22	H22.4.30 点検不備に係る中間報告書を国に提出するとともに、県等へ報告	○H22.4.30 点検不備に係る中間報告を受けて、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ		H22.4.1 点検不備を受け、安全管理体制の徹底について、中国電力へ申し入れ
	H22.6.3 点検不備に係る最終報告書を国に提出するとともに、県等へ報告	○H22.6.3 点検不備に係る最終報告を受け、安心できる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開、その他安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ		
		H22.9.3 島根原発の点検不備に係る鳥取県側での説明会の開催を検討するよう防災監から口頭申し入れ	H22.9.1島根原子力発電所の点検不備を受け米子市民に対する説明会の開催、米子市との安全協定締結について申し入れ	
	H22.10.21島根原発2号機運転再開について鳥根県等に報告するとともに国へ届出と、鳥取県等へ説明。	H22.10.21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が安心できる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ		H22.12.1 保守管理等の不備を受け、安全管理体制及び安全協定締結について、中国電力へ申し入れ
	H23.3.17、24 島根原発の津波対策について公表	○H23.3.14 福島第一原発事故を受けて、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ	H23.3.15福島第一原子力発電所での事故を受け、フルサーマル計画を含めた島根原子力発電所の耐震性・安全性について検証と結果の公表、米子市との安全協定締結について申し入れ	

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H23	H23.4.13 島根原発の津波対策について公表 H23.4.22 島根原発における緊急安全対策の実施状況を国に報告 H23.5.16 島根原発の外部電源の信頼性の確保に係る評価及び対策の実施状況を国に報告 H23.6.14 島根原発におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施状況について国へ報告	○H23.4.8 関西広域連合からとして、原発の一層の安全確保対策、原子力災害対策のための体制整備、自然エネルギー導入への積極的な取り組みについて緊急申し入れ ○H23.5.27知事から中国電力社長へ4項目（安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEP2の拡大要望）について申し入れ【8.8 関西広域連合の一員として知事から申し入れ】		H23.5.9 東日本大震災を受け、安全協定締結について、中国電力へ申し入れ
	H23.7.5 第1回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：島根原発本部から直接鳥取県へ情報提供〕※月1回ペースで協定締結に向けた協議を実施 H23.8.10 第2回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：緊急車両の原発立入時の連絡報告ほか〕 H23.10.11 第3回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：島根原発本部から直接米子市、境港市へ情報提供〕 H23.11.17 第4回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は回答保留、「立入調査」は現地確認（鳥取県等からの意見と誠実な対応を追加）等」等をお願いしたいと回答〕 H23.11.25 第5回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は、事前の報告でお願いしたいと回答〕	【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】 ○H23.8.8 知事から中国電力社長へ直接、申し入れ（関西広域連合の一員として） 【申し入れ項目】原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底、②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進、③省エネルギーの取組促進・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること、④立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること ○H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議 ○H23.11.28 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」 ○H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議 ○H23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」	【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】 H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議 H23.12.1 市議会全員協議会 H23.12.12 市議会全員協議会 挙手により賛成を「確認」 H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議	【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】 H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議 H23.11.30 経済厚生委員会勉強会 H23.12.5 経済厚生委員会協議会 H23.12.14 市議会本会議 全議員が賛否に係る意見を発言する。 H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議
12月25日 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 締結 ※5月27日の中国電力山下社長（現会長）への申し入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開（原則一般傍聴も可能）で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容等は県HPでも情報公開してきた。 また、住民の代表である県議会（常任委員会、特別委員会）に対しても、その都度説明をしてきた。				
協 定 等 の 運 用 開 始				
H24		○H24.11.1 知事から中国電力荻田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申し入れ ○H24.11.20 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル）開催 ○H25.1.23 第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル）開催 ○H25.3.6 統轄監から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ ○H25.3.13 副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ ○H25.3.15 中国電力清水副社長が知事へ直接申し入れに対して（文書）回答・・・立地県と同等の対応を行う ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて（回答） ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について（回答）		
H25	H25.12.25 原子力規制委員会に「島根原子力発電所2号機における新規規制基準適合性確認申請」	※H25.11.7 島根県と覚書を締結（島根県が島根原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、本県として島根県知事に意見を伝える）。 ○H25.11.21 中国電力から鳥取県に対し、安全協定第6条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告（島根県等にも同日対応） ○H25.11.22 第3回原子力安全対策PT会議（米子・境港市長との意見交換） ○H25.11.25 第4回原子力安全対策PT会議（中国電力による説明） ○H25.11.30 原子力防災専門家会議（中国電力による説明（申請内容に係る技術的検討等）） ○H25.12.4 中国電力主催の地元での説明会（住民も参加） ○H25.12.11 3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長） ○H25.12.12 鳥取県議会全員協議会（中国電力による説明、事前報告について） ○H25.12.13 覚書に基づく島根県からの意見照会 ○H25.12.17 安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答について知事から中国電力副社長へ直接、申し入れ（県庁） ⇒（意見留保）適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 ○H25.12.25 知事が中国電力荻田社長と意見交換（県庁） ○H26.3.10 中国電力主催説明会（2県6市の職員対象） ※H26.3.26 鳥取県防災会議（地域防災計画と広域住民避難計画の修正）→ 避難時間を4日間から20時間に短縮	H25.12.11 3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）	H25.12.11 3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H26	H27.3.18 中国電力清水副社長が知事に1号機廃止の事前報告	○H26.10.21 知事が中国電力苅田社長に原子力防災対策（人件費など）の負担への協力を要請（中国電力本社） ○H27.3.18 中電は取締役会で1号機を廃止決定し、本県に対し廃止を決定し電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行うことの報告を知事が受領（立地と同等の対応） ○H27.3.18 知事が中国電力清水副社長へ、1号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける県等への安全協定に基づく報告、安全協定等の改定等について申入れ…立地県と同等の対応を行う		
H27	H27.4.30 島根原子力発電所1号機営業運転終了 H27.9.11 中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告	○H27.5.1 1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同党に対応するよう申入れ ○H27.5.15 1号機営業運転終了に伴い、厳正な安全確保、立地自治体と同様に対応すること及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ ○H27.9.14 計器の校正記録の不適切な取扱いに関することについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策取り組み状況の適宜報告、国の確認・指導・監督内容報告及び積極的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ ○H27.12.8 知事が中国電力清水副社長に、島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定改定に関する申入れ（米子市長及び境港市長連名） ○H27.12.14 中国電力より、申入れに対する文書回答（安全協定を改定する協議について等）	H28.2.18 第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会開催	H27.9.4 第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催
12月22日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定 締結 ※廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定」及び「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定の運営要綱」の一部を改定する協定を締結				
H28	○H28.4.28中国電力清水副社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告 ○H28.5.21中電主催の住民説明会〔夢みなとタワー（境港市）〕 ○H28.7.4 原子力規制委員会へ申請	○H28.4.28知事から中国電力副社長へ申入れ ・島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと ○H28.5.16第1回原子力安全顧問会議（中電からの聞き取り） ○H28.5.22第1回鳥取県原子力安全対策合同会議（島根原子力規制事務所、中電からの聞き取り） ○H28.5.31鳥取県議会常任委員会 ○H28.6.12原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換 ○H28.6.15鳥取県議会全員協議会 ○H28.6.17中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ ・島根1号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。 ○H28.6.17鳥根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答 ○H28.6.17国要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府） ○H28.7.4安全協定に基づき申請した旨の報告受	○H28.5.19米子市議会全員協議会（中電からの聞き取り） ○H28.6.10米子市議会全員協議会 ○H28.6.12原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換 ○H28.7.4安全協定に基づき報告受	○H28.5.17境港市議会（中電からの聞き取り） ○H28.6.8境港市議会全員協議会 ○H28.6.12原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換 ○H28.7.4安全協定に基づき報告受
H29	○H29.4.19中国電力天野鳥取支社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画が認可された旨を報告 ○H29.6.1中電主催の住民説明会（米子市） ○H29.7.28中国電力が廃止措置作業に着手	○H29.4.26国要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府） ○H29.5.16原子力安全対策PT会議（原子力規制庁、中電からの聞き取り） ○H29.5.19鳥取県議会議員全員協議会 ○H29.5.26第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議（原子力規制庁、中電からの聞き取り） ○H29.6.24原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換 ○H29.6.26鳥取県議会議員全員協議会 ○H29.6.27中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ ・島根1号機廃止措置計画の事前報告の可否に関しては、8項目の条件を付した上で、廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の実施に限り了解する。 ・安全協定も立地自治体と同内容に改定すること。 ○H29.6.28～29国要望（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省） ○H29.7.7島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答	○H29.5.26第1回原子力安全対策合同会議（原子力規制庁、中電からの聞き取り） ○H29.6.19米子市議会全員協議会 ○H29.6.24原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換	○H29.5.26第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議（原子力規制庁、中電からの聞き取り） ○H29.6.7境港市議会（中電からの聞き取り） ○H29.6.14境港市議会から市長への回答 ○H29.6.24原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べるができるものとする。

3 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせることができるものとする。

4 甲は、測定結果を公表するものとする。

(計画等の報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係

- ① 原子炉施設の故障があったとき。
- ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
- ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
- ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
- (2) 放射性物質の漏えい関係
 - ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
- (3) 放射線被ばく関係
 - ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
 - ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
- (4) その他
 - ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(現地確認)

- 第 11 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲、乙、丙及び丁は、第 1 項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。

(教育訓練)

- 第 12 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

- 第 13 条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に

協力するものとする。

(公衆への広報)

第14条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第15条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第17条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第18条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第19条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第20条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

る。

(その他)

第 21 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 12 月 25 日

平成 27 年 12 月 22 日 (一部改定)

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地
米子市
米子市長 野 坂 康 夫

丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
境港市長 中 村 勝 治

丁 広島県広島市中区小町 4 番 33 号
中国電力株式会社
取締役社長 荻 田 知 英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

- 第 1 条 協定第 1 条第 1 項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）
- 2 協定第 1 条第 2 項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。
- 3 協定第 1 条第 2 項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。
- 4 丁は、協定第 1 条第 4 項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

- 第 2 条 協定第 3 条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和 50 年 5 月 13 日原子力安全委員会決定）」による。

（計画等の報告）

- 第 3 条 協定第 6 条第 1 項第 2 号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（以下この条において「法」という。）第 43 条の 3 の 8 の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。
- 2 協定第 6 条第 1 項第 3 号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第 43 条の 3 の 33 第 3 項の規定に基づき準用する法第 12 条の 6 第 3 項の認可を受けようとする場合をいう。
- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあつては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第 1 項ただし書及び前項第 2 号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第 1 項ただし書及び前項第 2 号における県民の安全確保等への影響とは、法第 43 条の 3 の 8 第 4 項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 118 条第 1 項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

- 4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。

2 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - ① 原子力発電所建設計画（その都度）
 - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
 - ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③ 発電所の運転状況（毎月）
 - ④ 計画運転停止の計画（その都度）
 - ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
 - ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
 - ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
 - ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
 - ⑨ 廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況
 - ① 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月）
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - ① 定期検査の計画（その都度）
 - ② 定期検査の実施状況（毎週）

- ③ 定期検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果
 - ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
 - ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
- (6) 温排水等の調査結果
 - ① 取放水の水温（毎月）
 - ② 沿岸定点の水温（毎月）
 - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
- (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
- (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
 - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）
 - ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 44 条第 2 項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第 8 条第 2 項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとし、準備が整い次第運用を開始する。
 - ① 各号機の発電出力
 - ② 各号機の排気筒モニタ値
 - ③ 各号機の放水路水モニタ値
 - ④ 敷地境界モニタリングポスト値
 - ⑤ 風向及び風速

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）

第 6 条 協定第 9 条に規定する事項が、協定第 10 条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第 10 条の規定を適用するものとする。

（異常時における連絡）

第 7 条 協定第 10 条第 1 項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。

2 協定第 10 条第 1 項第 1 号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子

炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設とする。

また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定される故障とする。

- 3 協定第 10 条第 1 項第 1 号②に規定する「安全関係設備」とは、別表 1 に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第 10 条第 1 項第 1 号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が 5 パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第 10 条第 1 項第 2 号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）
- 6 協定第 10 条第 1 項第 3 号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第 44 条第 1 項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第 10 条第 1 項第 4 号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑤に規定する「通報基準値」は、別表 2 に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
- 10 協定第 10 条第 2 項に規定する「測定結果等」は、同条第 1 項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

（公衆への広報）

第 8 条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

（連絡の方法）

第 9 条 協定第 15 条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

（損害の補償）

第 10 条 協定第 17 条第 1 項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

2 協定第 17 条第 2 項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。

3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

（協定の改定）

第 11 条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第 19 条の規定による改定の申し出があつたときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者と構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第 12 条 甲、乙及び丙は、協定第 10 条第 2 項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成 23 年 12 月 25 日

平成 27 年 12 月 22 日 (一部改定)

甲 鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 米子市
米子市長 野 坂 康 夫

丙 境港市
境港市長 中 村 勝 治

丁 中国電力株式会社
島根原子力発電所長

別表 1 第 7 条第 3 項で規定する安全関係設備

	1 号機	2 号機	備 考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高圧注水系	高圧炉心スプレイ系	
(4)	低圧注水系	低圧注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	放射性物質の閉じ込め機能
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表 2 第 7 条第 8 項で規定する異常時通報基準値

(1)

計 器 名	通 報 値
敷地境界モニタリングポスト	2 2 0 n G y / h

(2)

計 器 名		通 報 値 A 〔下記の状態が 1 0 時間 続くとき〕	通 報 値 B 〔下記の状態になっ たとき〕
1 号機	原子炉建物排気筒モニタ	5 0 0 c p s	1 0 0 0 c p s
	タービン建物排気筒モニタ	1 5 0 c p s	3 0 0 c p s
	放水路水モニタ	7 c p s	7 0 c p s
2 号機	原子炉建物排気筒モニタ	5 0 0 c p s	1 0 0 0 c p s
	放水路水モニタ	8 c p s	8 0 c p s

(3)

計 器 名	通 報 値	備 考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	1 5 0 c p s	積算放射エネルギーの計測値が左の値になったとき

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の一部を改定する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所の原子炉の廃止及び確認書（平成25年11月20日）を踏まえ、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の一部を次のように改定する。

第1条中「建設及び運転・保守」を「建設、運転・保守及び廃止」に改める。

第6条第1項第2号中「(昭和32年法律第166号)」の次に「(以下この条において「法」という。)」を加え、「第2条」を「第3条」に改め、同条同項第3号中「原子炉の解体」を「原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更」に改める。

第8条第1項第1号中「進捗状況」の次に「並びに廃止措置計画」を加え、同条同項第2号中「運転状況」の次に「並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況」を加える。

第9条中「運転上の制限」の次に「及び施設運用上の基準」を加える。

第10条中「原子炉施設等」を「原子炉施設」に改める。

平成27年12月22日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 野坂康夫

丙 鳥取県境港市上道町3000番地
境港市
境港市長 中村勝治

丁 広島県広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
取締役社長 荻田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の一部を改定する要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所の原子炉の廃止及び確認書（平成25年11月20日）を踏まえ、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の一部を次のように改定する。

第1条第1項中「指針類」を「内規等」に改め、第3項中「「高経年化に関する基本的な考え方」（平成8年4月資源エネルギー庁）及び「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実について」（平成17年8月原子力安全・保安院）等」を「「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）」に改める。

第3条第1項中「（昭和32年法律第166号）」の次に「（以下この条において「法」という。）」を加え、「第26条第1項」を「第43条の3の8」に改め、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。

（1）原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更

（2）前号以外の計画変更にあつては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更

3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

第5条第1項第1号の本文中「進捗状況」の次に「並びに廃止措置計画」を加え、同項同号⑤の次に次を加える。

⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）

⑦ 廃止措置計画認可（その都度）

⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）

⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）

⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）

第5条第1項第2号本文中「運転状況」の次に「並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況」を加え、同項⑥の次に次を加える。

- ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
- ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
- ⑨ 廃止措置状況（毎月）

第6条中「運転上の制限」の次に「及び施設運用上の基準」を加える。

第7条第2項中「第2条第1項第2号に規定する原子炉施設とし、「等」とは、「発電機、主要変圧器（主変圧器、所内変圧器等）、しゃ断器）」を「第3条第1項第2号に規定する施設」に改める。

平成27年12月22日

甲 鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市

米子市長 野坂康夫

丙 境港市

境港市長 中村勝治

丁 中国電力株式会社

島根原子力発電所長 北野立夫

第 201200118956 号
平成 24 年 11 月 1 日

中国電力株式会社
取締役社長 荏田 知英 様

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸 治

米子市
米子市長 野坂 康 夫

境港市
境港市長 中村 勝 治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の
安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る 9 月 19 日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（UPZ）に鳥取県が位置付けられることとなりました。

ついては、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 19 条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第 11 条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

(写)

島 原 本 企 第 4 号
平成 2 5 年 3 月 1 5 日鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様中国電力株式会社
取締役社長
荻 田 知 英島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 2 4 年 1 1 月 1 日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 1 9 条の規定により、安全協定を立地県・立地市並の協定に改定するよう申入れをいただいておりますが、今後も誠意をもって協議を継続させていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

また、原子力災害対策特別措置法におきましては、貴県が立地県と同等の権限を有していることから、当社は同法にもとづき立地県と同等の対応を行ってまいります。

当社は今後とも鳥取県民の皆様の安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(写)

島 原 本 企 第 7 号
平成 2 5 年 3 月 1 5 日鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様中国電力株式会社
取締役社長
荏 田 知 英島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の
運用に係るご確認事項について（ご回答）

平成 2 5 年 1 月 2 3 日に開催されました「第 2 回島根原子力発電所に
関する安全協定改定に係る協議会」におきまして、貴県、米子市および
境港市よりご確認のありました島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全
確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）等の運用に係るご確認
事項につきまして、別紙のとおりご回答申し上げます。

（別紙）安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

以 上

別 紙

安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

ご確認いただきました事項につきまして、下記のとおり了承し協力するものといたします。

なお、具体的な実施方法等につきまして詳細協議のうえ、対応いたします。

1. 専門家会議委員による現地確認

【ご確認事項】

安全協定第11条第1項に定める現地確認することができる職員に、鳥取県原子力防災専門家会議委員は含まれる。

【ご回答】

鳥取県が委嘱される鳥取県原子力防災専門家会議の委員につきましては、現地確認することができる鳥取県の職員として対応いたします。

2. 「立入検査」の運用確認

【ご確認事項】

原子力災害対策特別措置法第32条に規定する立入検査の運用について確認する。

1. 概要

鳥取県は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員を島根原子力発電所に立入検査させるときは以下の項目について行うものとする。

2. 主な想定検査項目

主な想定検査項目について以下のとおりとして検査を行う。

- (1) 原子力事業者防災業務計画（原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策など）の履行状況等（原災法第7条）
- (2) 原子力防災組織の設置状況（原災法第8条第1項）
- (3) 原子力防災要員の配置状況（原災法第8条第3項）
- (4) 原子力防災管理者等の状況（原災法第9条第1項、第3項）
- (5) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備（原災法第11条第1項、第2項）
- (6) その他原子力防災対策に必要な事項（原災法第3条）

3. 運用等

鳥取県は、立入検査の結果、鳥取県が行う原子力防災対策に関する事務のため、必要があると認める場合には、中国電力株式会社に対して、適切な履行を求めるものとする。

【ご回答】

原子力規制庁において確認された検査項目等であり，法令に基づく立入検査として留意し，真摯に対応いたします。

なお，貴県がこの立入検査を行う場合，米子市および境港市の職員は安全協定第11条第1項に基づく現地確認として同行することができます。

立入検査の詳細の運用につきましては，今後ご検討，ご協議のうえお知らせいただきますようお願いいたします。

3. 原子力安全文化の育成

【ご確認事項】

島根原子力発電所の安全文化の育成に当たっては，万が一事故が起これば，避難や健康被害等に対して不安を抱く周辺地元住民の気持ちを察して育成に努めてもらいたい。このため，たとえば，中国電力の自主的取組である原子力安全文化有識者会議などへ地元代表をいれるなどして，住民の声を反映してもらいたい。

【ご回答】

当社における原子力安全文化醸成にあたりましては，住民の方々のご意見もお聞きしながら進めていくことは大変重要なことと考えております。

原子力安全文化有識者会議は社外有識者を中心に第三者の視点から提言をいただいているものであり，今後，委員構成の見直しを行う場合には，鳥取県内からも委員を選任することといたします。

4. 県民への広報について

【ご確認事項】

広報の目的と理念を共有し，それに基づき事務レベルで広報・情報伝達に関する運用を今後詰める。

<共有理念（案）>

中国電力が発信する島根原子力発電所に関する情報について，県民の安心感と信頼感が得られ，安全安心に繋がるよう，県民に正確な情報提供を行うことが重要である。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の締結により，すべてに優先する安全確保の範囲が鳥取県内の周辺地域住民にも拡大されたことを踏まえ，中国電力が報道機関へ情報提供する際には，鳥取県内においても島根県内と同時に資料提供するなど，両県民が同様に情報提供を受ける手段を確保するようつとめるものとする。

【ご回答】

住民の皆様の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、ご提案いただいた理念を共有し、正確かつ確実な情報提供に努めてまいります。具体的な運用につきましては事務レベルで協議してまいります。

5. 原子力防災対策への協力

【ご確認事項】

安全協定は、県民の安全確保等を目的とするが、安全は防災との両輪であり防災が欠落した安全はあり得ない。原子力事業者が、原子力災害対策について大きな責務を有している。

協定の実効性を確保し、地域防災計画へ反映する。

【ご回答】

原子力事業者として、原子力災害対策に大きな責務を有していることは当然であり、地域防災計画をはじめとした原子力防災対策には、可能な限り協力させていただきます。

協力の具体的な内容（モニタリング、スクリーニング、情報伝達等）につきましては、引き続き協議をさせていただきますようお願いいたします。

以 上



写

第 201300148747 号
平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 荻田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定
について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 11 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体並の安全協定となるように改定すべく、現在、本県、米子市、境港市及び貴社とで協議を継続中です。

このような中、11 月 21 日に貴社より安全協定第 6 条に基づき、島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告がありました。このことを受け、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日提出したところですが、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼働への準備が進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかと懸念を抱かせるものであり、その改定は、県民の安全・安心のため喫緊の課題であります。

ついては、貴社に対し、鳥取県民に対するこのような安全の差別的取扱いに繋がる状況を解消すべく、安全協定の立地自治体と同等の内容への早期改定について強く求めます。

(写)

第 201300119491 号

平成 25 年 11 月 1 日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する意見の
反映について（申入れ）

本年 7 月 8 日、原子炉等規制法に基づく新規制基準が施行され、中国電力株式会社においても島根原子力発電所に係る当該基準への適合に向けた準備が進められているところです。

このような中、島根原子力発電所の周辺地域における住民の安全確保等のため、国、中国電力等に対し、周辺地域としての意見等を伝え、その施策や安全対策等に適切に反映していただくことが必要であり、これに当たっては貴県との連携が必要と考えているところです。

ついては、貴県において、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たり、本県の意見等を踏まえ誠意をもって対応されるとともに、国、中国電力等に本県の意見等をお伝えいただくよう申し入れます。

(写)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

記

- 1 甲は、乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年11月7日

甲 島根県知事 溝口善兵衛

乙 鳥取県知事 平井伸治

丙 米子市長 野坂康夫

丙 境港市長 中村勝治

(写)

電 原 総 第 24 号
平成 25 年 11 月 21 日鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様中 国 電 力 株 式 会 社
取 締 役 社 長
荻 田 知 英原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準
に係る安全対策について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、東京電力㈱福島第一原子力発電所での事故以降、島根原子力発電所において緊急安全対策及びシビアアクシデント対策など、安全性をより一層向上させるための対策を実施しております。

これらの対策につきましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の改正に伴う新たな規制基準（新規規制基準）が本年 7 月 8 日に施行されたことから、原子炉設置変更許可などの申請手続きを行い、新規規制基準への適合性について国の審査を受ける必要があります。

つきましては、島根原子力発電所 2 号機におけるこれらの対策について「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（平成 23 年 12 月 25 日付）第 6 条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

当社といたしましては、島根原子力発電所の安全性を不断に追求し続けるとともに、地域の皆様方のご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

<添付書類>

- ・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2 号原子炉施設の変更）
- ・原子炉設置変更許可申請の概要について（島根原子力発電所 2 号機）

(添付書類)

原子炉設置変更許可申請の概要について

(島根原子力発電所2号機)

原子炉設置変更許可申請の概要

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて平成 24 年 6 月 27 日に改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」を受け、同年 9 月 19 日に発足した原子力規制委員会において検討されてきた、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則・内規（以下、「新規制基準」という。）が平成 25 年 6 月 19 日に決定し、同年 7 月 8 日に施行された。

当社は、島根原子力発電所において必要な安全対策を実施するとともに、新規制基準への適合性確認の申請を行うため、島根原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請書を作成した。申請書における主な対応状況は以下の通りである。

新規制基準において新たに要求される機能と島根 2 号機の対応状況の概要

新たに要求される機能		島根 2 号機の対応状況
設計基準 対応	耐震・耐津波機能	耐震機能（活断層評価，地下構造調査 等） 耐津波機能（津波評価，浸水防止対策 等）
	自然現象に対する考慮	火山・竜巻影響評価 等
	火災・内部溢水	火災・内部溢水
	電源の信頼性	外部電源の強化
	その他の設備の性能	海水ポンプの物理的防護
	重大事故等 対応	
重大事故等 対応	炉心損傷防止対策	代替注水機能確保，代替熱交換設備の配備
	格納容器破損防止対策	代替注水機能確保，格納容器フィルタベント系の設置
	放射性物質の拡散抑制対策	静的触媒式水素処理装置，水素放出設備等の設置 敷地外への放射性物質の放出抑制対策
	その他 ①水供給機能	輪谷貯水槽の耐震補強
	②電気供給機能	代替交流電源・直流電源の確保
	③緊急時対策所機能	免震重要棟の設置

要求される機能及び対応状況の詳細を別紙-1 に示す。

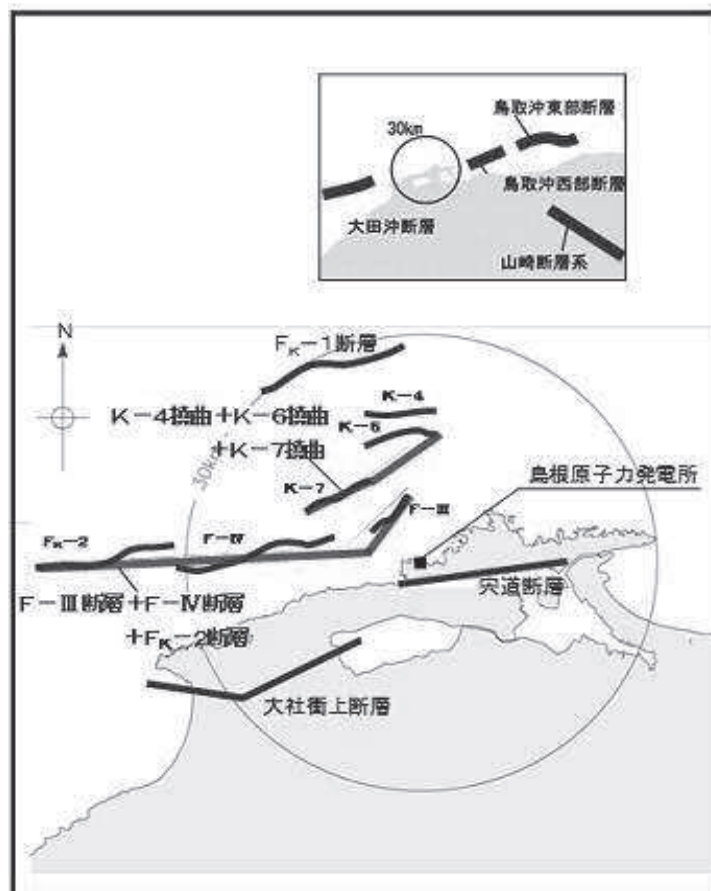
《設計基準への対応》

1. 地震対策

平成18年の耐震設計審査指針改訂に伴い、広範囲にわたり詳細な地質調査を実施し、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層を活断層と判断するとともに、様々な不確かさ（応力降下量、傾斜角等）を考慮して基準地震動を策定した。

策定した基準地震動は、宍道断層（約22km）や880年出雲の地震等から策定したSs-1（600ガル）、2007年新潟県中越沖地震の知見を反映したSs-2（586ガル）、敷地前面海域の活断層の3連動（約51.5km）を考慮したSs-3（489ガル）であり、これらの基準地震動に対し施設が十分な耐震安全性を有することを確認した。

また、新規制基準では、後期更新世（約12～13万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡った活断層評価が要求されているが、島根原子力発電所敷地周辺の活断層については後期更新世の地層が欠如する場合は安全側に活断層と評価すること等により、後期更新世以降の活動性が明確に判断できるため、活断層評価に変更がないことを確認した。



耐震設計上考慮する主な活断層分布図

2. 津波対策

新規制基準では、地震のほか、地震以外の要因及びこれらの組合せによるものも検討し、不確かさを考慮して数値解析を実施するとともに、行政機関及び地方自治体による津波評価について検討を行った上で、既往最大を上回るレベルの基準津波を策定することが要求されており、これらを踏まえて基準津波を検討した結果、安全側の評価を実施する観点から、平成 24 年に鳥取県が日本海東縁部に想定した地震に伴う津波を基準津波として選定した。

基準津波による敷地における最高水位は、施設護岸で海拔 9.5m であり、津波対策として設置した海拔 15m の防波壁の高さを下回ることを確認した。

また、取水槽内の最低水位は、海拔 -7.2m であり、現在実施中の原子炉補機海水ポンプの長尺化工事により取水可能水位を上回ることを確認した。



評価対象となる主な津波波源

3. その他自然現象

(1) 火山対策

新規制基準では、発電所から半径 160km 圏内の第四紀火山（約 258 万年前以降に活動した火山）を調査し、火砕流、火山灰等の到達の可能性、到達した場合の影響を評価することが要求（火山灰は 160km 以遠も評価）されており、対象火山について、火山事象の影響評価を実施した。

その結果、発電所の運用期間中に想定される噴火規模、敷地との位置関係等を踏ま

えると、火砕流、溶岩流等が敷地に到達することはないことを確認した。

また、敷地において考慮する火山灰（対象は鬱陵島火山：発電所の北西約 290km）の堆積厚さは 2cm であり、この火山灰の堆積荷重に対して必要な機能が維持され、安全性が損なわれないことを確認する。

（２）竜巻対策

新規規制基準の要求に基づき、竜巻の検討地域を日本海側の沿岸（北海道～本州）で、かつ海岸線から海側 5km、山側 5km の地域（面積約 33,000km²）として、過去に発生した竜巻の風速等を調査した結果、設計竜巻は藤田スケール 2（最大風速は 69m/s）とした。

この設計竜巻の最大風速等から設定した設計竜巻荷重に対して、重要安全施設の構造健全性等が維持され、安全性が損なわれないことを確認する。

４．火災対策

新規規制基準の要求に基づき、火災対策を行う。

（１）火災の発生防止

- ・発火性又は引火性物質の漏えい防止及び堰等の設置による漏えい拡大防止を行う。
- ・安全系設備は、基本的に不燃性又は難燃性材料を採用する。

（２）火災の検知・消火

- ・異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を設置する。
- ・火災感知設備は、非常用所内電源系から電源を確保するとともに、専用の蓄電池を設置し、中央制御室で監視できるようにする。
- ・大規模地震時でも消火活動が行えるように、補助消火水槽を水源とし、多重性のある電動駆動の補助消火ポンプにより消火用水を供給でき、基準地震動 S_s に対し耐震性を有する独立した水消火設備を設置する。

（３）火災の影響軽減

- ・原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持するための安全設備が設置される区域は、耐火性能を有する壁の設置や、その他の延焼を防止するための措置等を講じる。

5. 内部溢水対策

新規制基準の要求に基づき、内部溢水対策を行う。

- (1) 溢水に対し、原子炉が運転状態にある場合は、原子炉を高温停止するとともに引き続き低温停止することができる設備とする。また、原子炉が停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設備とする。
- (2) 燃料プールにおいては、プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できる設備とする。
- (3) 原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により、当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じた設備とする。

6. 電源の信頼性

原子炉施設に接続する送電線は、220kV 送電線 2 回線及び 66kV 送電線 1 回線で構成され、それぞれ異なる変電所から受電しており、信頼性のある設備であることを確認した。

《重大事故等への対応と有効性評価》

7. 重大事故対策

新規制基準の要求に基づき、全ての交流電源を喪失した場合などにおいても、代替設備を使用した重大事故対策を行う。

(1) 炉心損傷防止対策

原子炉への代替注水系として、常設の代替注水ポンプと可搬型の送水車を設置し、多重化された配管から原子炉へ注水する等により、炉心損傷を防止する。

(2) 格納容器破損防止対策

格納容器内を冷却するための代替注水系として、可搬型の送水車を設置し、多重化された配管から格納容器内へのスプレイや格納容器下部のペデスタルへの注水を行うとともに、格納容器フィルタベント系を設置し、格納容器内の放射性物質を低減させた後、大気に排気することにより、格納容器内の圧力と温度を低下させ、格納容器の加圧破損を防止する。

(3) 放射性物質の拡散防止対策

大型の送水ポンプ車及び放水砲等で構成する原子炉建物放水設備を配備し原子炉建物に向けて放水することにより、放射性物質の拡散を抑制する。

これらの設備の駆動用の代替電源として高圧発電機車（500kVA）の配備やガスタービン発電機車（4,000kVA）を設置するとともに計測・制御用の代替電源として蓄電池の強化や直流給電車の配備を行う。また、淡水源として使用する輪谷貯水槽の耐震補強を実施した。

8. 重大事故対策の有効性評価

炉心損傷などに至る事故シーケンスに基づき評価し、これらの重大事故対策が炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策として有効であることを確認した。

また、炉心損傷を防止するために行うベント操作に伴い、放出される希ガスやヨウ素の被ばく量を評価した結果、敷地境界での実効線量は約 1.3mSv であり、審査ガイドに示す概ね 5mSv 以下であることを確認するとともに、仮に著しい炉心損傷が発生した場合において格納容器破損防止のためのベント操作を行っても、格納容器フィルタベント等によりセシウム 137 の総放出量は約 0.002TBq であり、審査ガイドに示す 100TBq を下回っていることを確認した。

以 上

別紙－1：新規制基準において新たに要求される機能と島根 2 号機の対応状況

別紙－2：島根原子力発電所 2 号機 新規制基準への適合性確認申請の概要

写

第 201300148743 号
平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 荏 田 知 英 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201300148746 号
平成 25 年 12 月 18 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

ついては、今回貴省に対し、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望します。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり汚染水対策を適切に実施することなど7項目の意見を付しています。

別紙 1

経済産業省への要望

＜原子力発電所の汚染水対策について＞

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、中国電力株式会社に対し、その内容を具体的かつ分かりやすく説明するよう指導すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

＜周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について＞

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【原子力防災体制の強化】

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

別紙 2

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201300148745 号
平成 25 年 12 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

ついては、今回貴庁に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり汚染水対策を適切に実施することなど7項目の意見を付しています。

別紙 1

原子力規制委員会への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。
- フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 島根原子力発電所 2 号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（UPZ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。

併せて、UPZ内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにUPZが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。

- 平成25年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材（ホールボディカウンター等）等の緊急整備ができるよう配慮すること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

＜原子力発電所における防災対策の強化について＞

【原子力防災体制の強化】

- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEEDI等による予測情報は不可欠なことから、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実にできるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

別紙 2

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 突道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

(写)

電 立 第 1 8 号
平成 2 7 年 3 月 1 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

中国電力株式会社

取締役社長 荻 田 知 英

島根原子力発電所 1 号機の今後の取り扱いについて

拝啓 早春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、営業運転開始後 4 0 年を経過した島根原子力発電所 1 号機の取り扱いにつきましては、原子力発電を取り巻く事業環境の変化、今後の電力需要や供給力等を総合的に勘案し、本日の取締役会において、平成 2 7 年 4 月 3 0 日をもって廃止することといたしました。

島根原子力発電所 1 号機は昭和 4 9 年 3 月に営業運転を開始して以来、長きにわたって地域の電力安定供給の一翼を担うことができましたことは、貴県をはじめ、地域の皆さまのご理解とご協力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所の運営につきましては、今後の廃止措置も含め、安全の確保を最優先に、地域の皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

(写)

第 201400197757 号

平成 27 年 3 月 19 日

中国電力株式会社

取締役社長 荻田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）

平成 27 年 3 月 18 日に貴社より報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 1 号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。
- 2 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手續に際しては、鳥取県、米子市及び境港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥取県、米子市及び境港市に対して具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 3 島根原子力発電所 1 号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及び防災対策について全面的に協力すること。
- 4 現在改定協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかと懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

(写)

第 201400197757 号
平成 27 年 3 月 19 日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定にともなう要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3 月 18 日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省におかれても中国電力への指導を適切に行うこと。
- 2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。
- 3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

(写)

第 201400197595 号

平成 27 年 3 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3 月 18 日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行ったことについての報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 2 廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うように指導・監督すること。
- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。

(写)

第201500028555号

平成27年5月15日

中国電力株式会社

取締役社長 荻 田 知 英 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所1号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記のとおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。
- 2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにすること。また、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にするとともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。
- 3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同様に対応すること。
- 4 廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。
- 5 現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

第201500136982号

平成27年12月8日

中国電力株式会社
取締役社長 荏田 知英 様

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

米子市
米子市長 野坂 康夫

境港市
境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

平成23年12月25日に鳥取県及び米子市、境港市並びに中国電力株式会社が締結した島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）については、立地県・立地市同等の協定となるよう継続して協議を行っているところです。

平成27年4月30日に島根原子力発電所1号機が運転を終了したことに伴い、今後、中国電力株式会社において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の3第1項に規定される廃止措置（以下「廃止措置」という。）が講じられることとなります。

ついては、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり安全協定第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 島根原子力発電所1号機の廃止措置については、安全協定第6条第1項第3号の「原子炉の解体」に該当し、関係自治体に対して報告等が行われるとの認識ですが、法令に沿った手続きを明確にするため、当該事項について協定に明記すること。あわせて、協定の運営要綱についても同様の改正を行うこと。
- 2 安全協定を立地県・立地市同等の協定となるよう改定すること。

写

島原本広第492号
平成27年12月14日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
荻田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年12月8日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申入れいただいたことにつきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

当社は、今後とも貴県との安全協定の対応を誠実に行うとともに、事業者として鳥取県民の皆さまの更なる安全・安心が確保できるよう最大限努力してまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 原子炉施設の廃止措置に係る安全協定における対応の明確化について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における廃止措置に関する規定をもとに、安全協定第6条第1項第3号に定める「原子炉の解体」について手続きを明確化するとともに、廃止措置においても、建設中または運転中の原子炉施設と同様の対応を行うよう、安全協定および同協定の運営要綱の必要な改正をすることで協議させていただきます。

なお、廃止措置に係る具体的な計画の報告や連絡などの項目については立地自治体と同じ内容にするとともに、安全協定の運用においては、廃止措置における対応についても、立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

2. 立地県・立地市と同等の協定への改定について

本件につきましては、平成24年11月1日付文書で申入れをいただいて以来、協議を継続しているところですが、原子力発電所周辺自治体と原子力事業者との間における安全協定のあり方につきましては、現在も様々な場で議論が重ねられているところであり、平成25年3月15日付文書でご回答申し上げましたとおり、鳥取県民の皆さまの安全の確保および環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じものであり、今後とも安全協定の運用においては立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

当社といたしましては、この度改めて申入れをいただいた趣旨を真摯に受け止め、引き続き、誠意をもって協議をさせていただきたいと考えております。

以 上

(写)

第 201600047798 号
防起第 6 2 2 号－1
受 境 自 第 3 3 号
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

中国電力株式会社
取締役社長 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米 子 市 長 野 坂 康 夫

境 港 市 長 中 村 勝 治

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について（回答）

平成 2 8 年 4 月 2 8 日付島原本広第 8 2 号、同第 8 3 号及び同第 8 4 号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、別紙のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

別紙

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
- 2 廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。

(写)

第 201600047801 号
防起第 6 2 2 号－1
発 境 自 第 5 7 号
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

中国電力株式会社
取締役社長 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境 港 市 長 中 村 勝 治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定
について（申入れ）

このことについては、平成 2 4 年 1 1 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同等の安全協定となるように改定すべく、現在、貴社、鳥取県、米子市及び境港市とで協議を継続中です。

このような中、平成 2 8 年 4 月 2 8 日に、貴社より安全協定第 6 条に基づき、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請及び同 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）に関する事前報告がありました。このことを受け、鳥取県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を 6 月 1 7 日に提出したところですが、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼働や廃止措置への準備が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかと懸念を抱かせるものです。

ついては、貴社に対し、県民の安全と安心の確保のため、安全協定の立地自治体と同等内容への改定について再度強く求めます。

(写)

第 201700080193 号
防起第 6 7 1 号－1
受 境 自 第 3 3 号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について（回答）

平成 2 8 年 4 月 2 8 日付島原本広第 8 2 号、同第 8 3 号及び同第 8 4 号で報告のあったこのことについては、平成 2 8 年 6 月 1 7 日に最終的な意見を留保すると回答していたところです。

このたび、平成 2 9 年 4 月 1 9 日の貴社からの認可に関する報告を受け、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、あらためて別紙のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

別紙

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、原子力規制委員会の審査を受けた廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

特に、放射性物質の扱いを伴う廃止措置作業については、安全神話に陥ることなく、起こり得る事故を十分に想定しているか常に検討するリスク管理を徹底し、自発的な改善によって事故リスクを解消すること。

万が一、人と環境に影響する恐れのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。
- 3 解体工事準備期間（第1段階）における認可を受けた廃止措置計画の変更及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 原子力発電所については、廃止措置段階においても原子力防災対策など行政の財政負担が引き続き生じることから、長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、国による適切な財政措置が実現するまでの間、引き続き事業者として必要な負担を行うこと。

(写)

第 201700080193 号
防起第 6 7 1 号－1
発 境 自 第 7 2 号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定
について（申入れ）

このことについては、平成 2 4 年 1 1 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と内容の安全協定となるように改定すべく、現在、貴社、鳥取県、米子市及び境港市とで協議を継続中です。

このような中、かねてより安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否について最終的な意見を留保していた島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請について、平成 2 9 年 4 月 1 9 日に、貴社より認可されたとの報告を受け、鳥取県、米子市及び境港市では、貴社に対する最終的な意見を 6 月 2 7 日に提出したところです。

これまでの安全協定の改定協議の中で、運用上において立地自治体と同様の対応を行う旨を文書で確認しているところですが、貴社において、再稼働や廃止措置が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものです。

ついては、貴社に対し、県民の安全と安心の確保のため、安全協定の立地自治体と内容への改定について再度強く求めます。

(写)

第 201500059436 号

平成 27 年 7 月 7 日

中国電力株式会社
取締役社長 荻 田 知 英 様

鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市
米子市長 野 坂 康 夫

境港市
境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所における校正及び記録の不適切な取扱いに関する申入れ

貴社から報告を受けた島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計等の点検不備及び虚偽報告については、平成 22 年の点検不備問題以来、こうしたことが起こらないように取組を進める中で起きたことであり、安全と信頼を不可欠とする原子力発電所の運用に対する信頼関係を根本から揺るがすものです。これは、県民に疑念や不安を抱かせるものであり、誠に遺憾です。

今後は、協力会社を含めて全社一丸となり、島根原子力発電所に対する安全管理体制の確保及び原子力安全文化の醸成に向けて、原因究明と再発防止等に取り組むため、下記事項に適切に対応するよう強く申し入れます。

記

- 1 第 3 者機関による全容解明と徹底した原因究明を行い、関連会社を含めて全社を挙げて実効的な再発防止に取り組むこと。この際、本事案だけでなく他にも同様の事案がないか、あるいは生起しうることがないか改めて確認すること。
- 2 中国電力の対応状況などについて、積極的な情報公開を行うこと。また、県民に対して分かりやすく説明すること。さらに、住民との対話など県民の信頼を得るための活動を積極的に行っていくこと。
- 3 原因の究明状況、再発防止策の実施状況、定着状況等を継続的に確認していくので、適宜、その取組状況等を報告すること。

(写)

第 201500092467 号

平成 27 年 9 月 11 日

中国電力株式会社

取締役社長 荻 田 知 英 様

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市

米子市長 野 坂 康 夫

境港市

境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所における計器の校正記録の不適切な取扱いに関する申入れについて

今回の虚偽報告は、平成 22 年の島根原子力発電所の点検不備に対する再発防止策を進める中で発生したものであり、中国電力株式会社の安全管理に対する信頼を土台から揺るがすもので、憤りを禁じ得ないところであります。

このことについては、7 月 7 日に本県等より貴社に対して、強く申入れを行ったところであります。

このたび、貴社からの調査結果等に関する説明を受け、今後は、貴社との安全協定に基づいてその内容を確認することとしています。あらためて下記のとおり再発防止の徹底等を強く求めます。

記

- 1 再発防止に徹底して取組み、平成 22 年の点検不備問題も含め、その取組状況を適宜報告すること。
- 2 原子力規制委員会が、保安規定違反（監視）と認定し、今後、保安検査等で再発防止対策等について確認することとされているが、原子力規制庁の確認を適切に受けるとともに、その指導に従い対策を進めること。また、その確認、指導・監督の内容について報告すること。
- 3 積極的かつ分かりやすい情報公開など県民の信頼を得る取組みを積極的に行うこと。

写

第 201800127060 号
防 起 第 7 0 9 号 - 1
受 境 自 第 4 7 号
平成 3 0 年 8 月 6 日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所 3 号機の新規制基準への
適合性申請について（回答）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、平成
3 0 年 5 月 2 2 日付島原本広第 1 2 4 号で事前報告のあったこのことについては、同条
に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

安全協定第 6 条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201800127060 号
防 起 第 7 0 9 号 - 1
発 境 自 第 4 4 号
平 成 3 0 年 8 月 6 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

このことについては、平成24年11月1日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、本県、米子市、境港市よりかねて申し入れているところです。

この度、5月22日に貴社より受けました安全協定第6条に基づく報告に対し、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日回答したところです。

茨城県での新たな協定の文言への修正も含め、当職からの申し入れに応じてこられていない貴職の対応は改められるべきであり、貴社に対し、協定の文言の修正と実効性ある対策・方策を求め、安全協定を改定するよう強く求めます。

なお、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添えます。

写

第 201800127060 号
防 起 第 7 0 9 号 - 1
発 境 自 第 4 5 号
平 成 3 0 年 8 月 6 日

原子力規制委員長 更 田 豊 志 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 3 号機に関する新規制基準適合性審査
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5 月 22 日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8 月 6 日にこれに対する意見を回答したところです。

ついては、今回貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり意見を付しています。

別紙 1

原子力規制委員会への要望

Ⅰ 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。

【中国電力に対する指導について】

- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。

【汚染水対策について】

- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

【原子力行政における情報の透明化等について】

- 5 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

Ⅱ 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 6 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力

防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

- 7 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も本県の原子力環境センター（県モニタリング本部）の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。
- 8 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】

- 9 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。
- 10 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。

Ⅲ 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について

- 11 平成30年5月16日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に対してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力に対して徹底した監督指導を行うこと。

Ⅳ 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

【廃止措置計画の履行確認と計画変更について】

- 12 廃止措置の実施については、厳正な保安検査等によって監視するとともに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧にわかりやすく説明すること。また、作業内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。
- 13 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性廃棄物等の管理や処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。

別紙 2

中国電力株式会社への回答

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201800127060 号
防起第 709 号－1
発 境 自 第 46 号
平成 30 年 8 月 6 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 3 号機に関する新規制基準適合性審査
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5 月 22 日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8 月 6 日にこれに対する意見を回答したところです。

ついては、今回貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり意見を付しています。

別紙 1

経済産業省への要望

Ⅰ 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明すること。

【中国電力に対する指導について】

- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう監督及び指導すること。

【汚染水対策について】

- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

Ⅱ 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 5 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること

Ⅲ 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について

【使用済燃料等に対する取扱い等について】

- 6 使用済燃料の搬出が確実にされるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等の体制の確立に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう取組を加速させること。

【中国電力に対する指導について】

- 7 中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺自治体及び地元住民に対して丁寧に分かりやすく説明を行うよう指導すること。

別紙 2

中国電力株式会社への回答

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201800127060 号
防 起 第 7 0 9 号 - 1
発 境 自 第 4 7 号
平 成 3 0 年 8 月 6 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 中 川 雅 治 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 3 号機に関する新規制基準適合性審査
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5 月 22 日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8 月 6 日にこれに対する意見を回答したところです。

ついては、今回貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり意見を付しています。

別紙 1

内閣府（原子力防災）への要望

○ 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路のUPZ内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。原子力防災資機材の迅速かつ的確な運用に必要な体制整備について財政的な支援を行うこと。避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。
- 2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- 3 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】

- 4 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。

別紙 2

中国電力株式会社への回答

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201800127060 号
防 起 第 7 0 9 号 - 1
受 境 自 第 5 2 号
平 成 3 0 年 8 月 6 日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境 港 市 長 中 村 勝 治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

平成30年5月31日付原第154号で依頼のあったこのことについては、下記のとおり回答します。

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御賢察いただき、特段の御配慮をお願いします。

なお、中国電力株式会社には別紙のとおり回答します。

記

中国電力株式会社による島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請の可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。

可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、回答する。

写

鳥 第 201800132418 号
平 成 30 年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく
意見について（回答）

平成30年8月7日付原第266号で照会のあったこのことについては、貴職の対応で特段の差支えはありません。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対して別添写しのとおり8月6日付けで回答し、その中で、立地自治体と同等の対応及び避難計画の実効性の深化への協力については、特に強く求めました。

また、原子力規制委員会、経済産業省及び内閣府（原子力防災）に対して別添写しのとおり要望しました。

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御賢察いただき、引き続き特段の御配慮をお願いします。

※ 資料 32、33、34 参照

(別紙)

中国電力株式会社への回答

平成 30 年 8 月 6 日
鳥 取 県
米 子 市
境 港 市

安全協定第 6 条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201800221554 号
防 起 第 1 5 2 3 号 - 1
発 境 自 第 6 2 号
平 成 3 0 年 1 1 月 9 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ

5 月 2 2 日に安全協定に基づいて貴社からあった島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告について、鳥取県、米子市及び境港市は 8 月 6 日に最終的な意見を留保し、8 項目の条件を前提として原子力規制委員会の詳細な審査後に最終的な意見を提出することとしたところです。

このような中、9 月 4 日に行われた原子力規制委員会の 3 号機に関する第 1 回審査会合において、2 号機と共通内容である地盤、津波等の解析結果が申請書に記載されていないので、審査ができないと指摘されました。

貴社が 3 号機の重要性と必要性を強調されていたにもかかわらずこのような指摘があり、さらに続いて 2 号機でも同様の指摘があったことから、審査のみならず安全に対する貴社の姿勢に疑念の声が上がっています。

私たちは、2 号機の審査が終了してから 3 号機の申請をすべきであると考えていたところであり、概要説明を受けている最中に唐突に事前報告があり、その上、この度の指摘があったことは、信頼関係を損なうものであり甚だ残念で遺憾に思います。

については、貴社に対してあらためて下記のことを強く求めます。

記

- 1 この度の遺憾な事態を繰り返すことなく、安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること。
- 2 今回の 3 号機及び 2 号機のことについて、周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと。
- 3 平成 30 年 8 月 6 日付第 201800127060 号（別添写し）で申入れしたとおり、安全協定を改定すること。なお、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添える。



第 201800127060 号
防 起 第 7 0 9 号 - 1
発 境 自 第 4 4 号
平 成 3 0 年 8 月 6 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

このことについては、平成24年11月1日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、本県、米子市、境港市よりかねて申し入れているところです。

この度、5月22日に貴社より受けました安全協定第6条に基づく報告に対し、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日回答したところです。

茨城県での新たな協定の文言への修正も含め、当職からの申し入れに応じてこられていない貴職の対応は改められるべきであり、貴社に対し、協定の文言の修正と実効性ある対策・方策を求め、安全協定を改定するよう強く求めます。

なお、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添えます。

鳥取県原子力安全顧問設置要綱

(顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング（以下「環境放射線等モニタリング」という。）、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に関すること。
 - (2) 原子力災害の防災対策に関すること。
 - (3) 原子力施設の安全対策に関すること。
 - (4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること。
- 2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

- 2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

(顧問の欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

- (1) 原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3) 顧問の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

（顧問の委嘱手続等）

第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第1号）の提出を求める。

- （1）この項の規定により申告する日（以下「申告日」という。）において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと思料する事項
- （2）当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
- （3）申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第2号）を毎年4月30日までに提出するよう求める。

- （1）申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
- （2）申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

（鳥取県原子力安全顧問会議）

第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

（事務処理）

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

原子力防災連絡会議設置要項

1. 目的

福島第一原子力発電所事故以降、国において事故の教訓等を踏まえた防災対策の見直しが進められている中、島根原子力発電所にかかる原子力防災対策について関係自治体間で連携、調整を図るために情報交換等を行うことを目的に連絡会議を設置する。

2. 組織

- (1) 当該連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。
- (2) 議長は島根県防災部長をもって充てる。
- (3) 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3. 会議

- (1) 当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。
- (2) 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。
- (3) 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (4) 当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

4. 事務局等

- (1) 当該会議の事務局は、島根県防災部原子力安全対策課に置く。
- (2) この要項に定めるもののほか当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附則この要項は、平成23年5月24日から施行する。

附則この要項は、平成23年9月14日から施行する。

附則この要項は、平成23年10月12日から施行する。

附則この要項は、平成24年7月19日から施行する。

附則この要項は、平成26年2月7日から施行する。

附則この要項は、平成26年4月28日から施行する。

附則この要項は、平成27年5月22日から施行する。

附則この要項は、平成29年3月27日から施行する。

(別表)

団 体 名	職 名	備考
松 江 市	防災安全部長	
出 雲 市	防災安全担当部長	
安 来 市	統括危機管理監	
雲 南 市	統括危機管理監	
米 子 市	総 務 部 長	
境 港 市	総務部防災監	
鳥取県警察本部	警 備 部 長	
鳥 取 県	危機管理局長	
島根県警察本部	警 備 部 長	
島 根 県	防 災 部 長	議長

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

○平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
- (1)協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
- (2)協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。
内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。
- (3)協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官(原子力防災担当)その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4)協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5)(3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関(IAEA)のガイダンスを参照して行う。

(別紙1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地 域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

(別紙2)

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理)付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官(防災担当)
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官(エネルギー・環境担当)
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官(警備救難部担当)
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事(※)

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

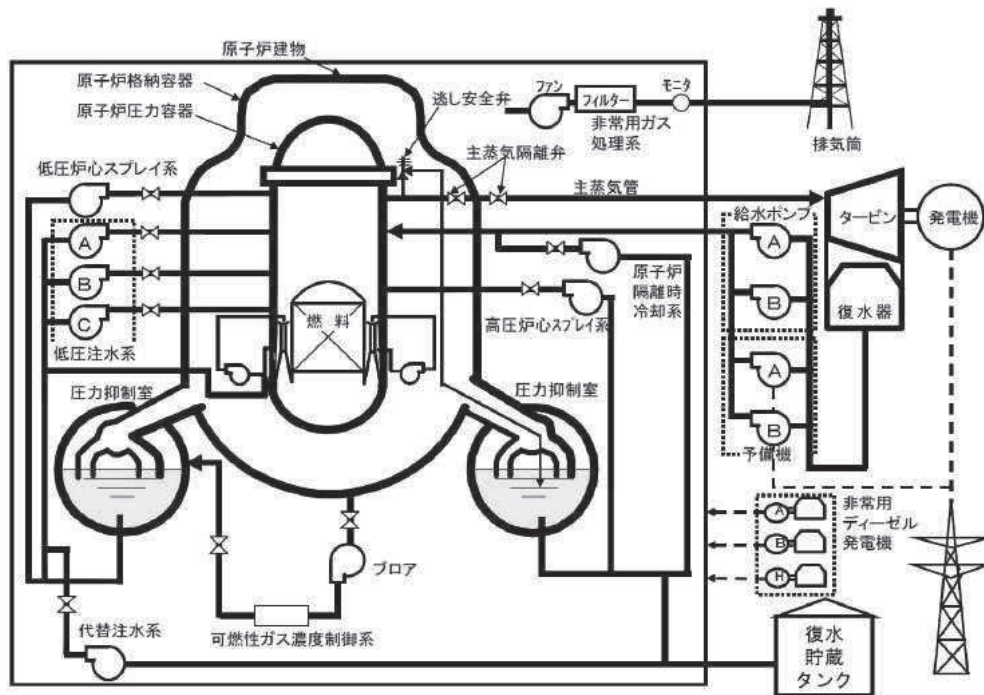
※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

(別紙3)

作業部会の基本構成

- ・地域の内閣府原子力防災専門官
- ・内閣府政策統括官(原子力防災担当)の担当者
- ・道府県の担当者(課長級以上) ※議題により出席者の変更可。
- ・厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁(中央及び地方支分部局等)の担当者
- ・原子力規制委員会その他の関係省庁(中央及び地方支分部局等)の担当者
- ・関係機関(原子力研究開発機構(JAEA)、放射線医学総合研究所等)
※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。
- ※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

島根原子力発電所系統図（2号機）



写

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺
環境保全等に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、丙の人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（関係法令の遵守等）

- 第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理に当たっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

（放射性物質の放出等）

- 第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、丙が別に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減について最善の努力をするものとする。

（自然環境の保全）

- 第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

（防災対策）

- 第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

（新增設計画）

- 第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。
- 2 甲及び乙は前項に関し意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。
- 3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

（放射性物質等の監視体制の強化）

- 第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。
- 2 甲及び丙は、それぞれが別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。
- 3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲及び乙に提出するものとする。

る。

- 5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

- 第7条 甲及び丙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果を公表するものとする。

(平常時の報告)

- 第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

- 第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びフッ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びフッ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(現地確認等)

- 第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

- 2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。

- 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べるることができるものとする。

- 4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(苦情等の処理)

- 第11条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の補償)

- 第12条 丙は、丙の事業に起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を補償するものとする。

(覚書の締結)

- 第13条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、

細目等に関し、覚書を締結するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、センター内の施設（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の適用を受ける施設を除く。）を対象とする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
三朝町
三朝町長 松 浦 弘 幸

丙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児 玉 敏 雄

写

別添 2

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺
環境保全等に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、平成30年12月25日に締結した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（新增設計画の範囲）

第1条 協定第5条第1項に規定する「施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく許認可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものを除くものとする。

（測定計画及びその結果の提出等）

第2条 協定第6条第2項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が年度開始前までに定めるものとする。

- 2 協定第6条第4項の規定に基づき丙が甲及び乙に対して行う監視測定の結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後1月以内に行うものとする。
- 3 協定第6条第5項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

（報告）

第3条 協定第8条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数は、次のとおりとする。

- （1）各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。
- （2）施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後1月以内に行うものとする。

（通報）

第4条 協定第9条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うとともに、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。

- 2 協定第9条第2号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

（現地確認等）

第5条 協定第10条第1項の規定に基づき丙の施設を現地確認する者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに、現地確認に際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じた

とき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 三朝町
三朝町長 松 浦 弘 幸

丙 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児 玉 敏 雄

人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について

平成 20 年 1 月 16 日

独立行政法人

日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

1. 異常事象発生時の通報基準

センターの施設等に異常又は異常と思われる事象が発生したときは、速やかに関係機関に通報を行う。本日御説明をさせていただく通報基準は、法律に基づいた報告事象、社会的に影響のあると考える事象をまとめた。一方、社会的に影響のない事象、例えばモータの故障があったものの、代替品により施設の維持管理に影響がないときは、通報の対象外とした。通報基準の判断に迷う事象についても通報の対象とした。

(1) 核燃料物質の不明等

- ① 濃縮ウラン・天然ウラン・放射性同位元素等の盗取・不明・脅迫行為。
- ② 核燃料物質等に起因する異常事態の発生又はそのおそれがあるとき。
- ③ 防護区域外で異常事態と思われる状態が発生又はそのおそれがあるとき。

(2) 施設の故障

- ① 施設・設備に故障が発生し、再発防止に特別な措置を必要とするとき。
- ② 故障が重大で、特別な修復方法・安全対策を講ずる必要があるとき。

(3) 安全機能の喪失

- ① 施設等の故障により安全機能（放射線障害の防止・核燃料物質等の閉じ込め機能・安全の担保）の喪失又はそのおそれがあるとき。
- ② 保安規定の定めを超えて過充填をしたとき。

(4) 排気・排水の異常

- ① 排気口・排水口の濃度が法令又は協定値を超えたとき又はそのおそれがあるとき。
- ② 排気モニタで管理できないとき・濃度確認前に誤って送水したとき。

(5) 管理区域外の漏えい

- ① 核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき。
- ② 液体（非放射性を含む）が管理区域から管理区域外に拡散（広がった・流れ出た）したとき。

(6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

(7) 臨界

- ① 保安規定に定める量以上の取扱いをしたとき。

(8) 管理区域に立入る者の被ばく

- ① 放射線業務従事者 5mSv、従事者以外の者が 0.5mSv を超え又は超えるおそれがあるとき。
- ② 内部被ばく、皮膚汚染が除去できなかったとき。

(9) 人の障害

- ① 核燃料物質等の取扱い作業中に障害を負ったとき。

(10) 火災・爆発

- ① 消火器の使用・消防署へ通報したとき。

(11) 事故・故障に係る事象

- ① 原子力施設以外で、救急車の出動・台風など自然災害での被害・人の障害等

(12) 地震

- ① 鏡野町上齋原震度が4 以上のとき。

通報基準は、別紙「人形峠環境技術センターにおける通報事象」を参照

2. 製錬転換施設の現状

(1) 漏えい痕跡場の除染

9 月 13 日に全ての作業を完了。

(2) 設備の改修

- ① 分析廃水配管等（使用停止配管）措置

国の許可を9 月末に取得。11 月1 日から非管理区域の配管撤去作業を開始。

- ② 廃水配管の二重化措置

9 月 28 日に作業を完了。

3. 規則・マニュアルの見直し

(1) 転換施設処理課所掌

- ① 保守管理要領（平成 19 年度下期に変更予定）

配管の識別管理及び配管・ダクトの点検方法の見直しについて整備。

- ② 施設巡視点検マニュアル

マニュアルの改訂により、全ての配管・フランジの巡視点検を明文化した。

(2) 転換施設処理課以外の部署

- ① 放射線作業管理要領

予期しない汚染又は汚染のおそれのある場合は、直ちに安全管理課長へ汚染状況の確認を依頼することを明文化した。

- ② 現場対応マニュアル

緊急事態と部長が判断した場合は、現地対策本部が立ち上がる前であっても現場対応班の設置指示を明文化した。

以上

別紙

人形峠環境技術センターにおける通報事象

(1) 核燃料物質の不明等

- ① 核燃料物質等に係る脅迫が発生したとき。
- ② 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ③ 核燃料物質等の不法持出し行為、運転に対する妨害行為、健康および安全を脅かす行為、又はそのおそれのあるとき。
- ④ 防護区域外で上記③の可能性が想定されるとき。

(2) 施設の故障

施設等の故障が発生し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするときで、通常以外の修復方法の検討を要する場合又は別に安全確保対策を講じる必要のあるとき。

- ① 機器・設備の故障により核燃料物質の使用に支障が及んだとき。
- ② 施設内で火災・爆発が発生したとき。
- ③ 設備の運転中に管理区域の排気設備が故障し、予備系も運転できず負圧が維持できないとき。
- ④ 廃液処理設備が故障し環境への放出が認められたとき。
- ⑤ 商用電源が2方向とも受電ができなくなり、非常用発電機も運転できなかったとき。
- ⑥ 計装空気コンプレッサ設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑦ 無停電電源設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑧ 放射線測定装置が故障し、監視機能を喪失したとき。
- ⑨ 設備の運転中、圧力、温度、重量に関する異常警報が吹鳴し、インターロックが作動しなかったとき。

(3) 安全機能の喪失

施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線のしゃへい機能、その他安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。

- ① ウランを取扱う設備が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ② 閉じこめ機能を有す核燃料物質等の容器（例：UF₆ シリンダ）が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ③ UF₆ をシリンダに充填する際、保安規定に定めた最大充填量を超えて過充填したとき。

(4) 排気・排水の異常

施設等の故障により、排気施設又は排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。

- ① 施設等が故障し、それに伴って排気口又は排水口の濃度が以下の法令又は協定に基づく値を超えたとき又は超えるおそれがあるとき

排気口： α 放射能 1.8×10^{-9} Bq/cm³ (3 ヶ月平均 自然放射能を除く)

HF 濃度 3.3×10^{-4} mg/m³ or 0.4 ppb (3 ヶ月平均ふっ素)

排水口： α 放射能 1×10^{-3} Bq/cm³ (放出の都度 自然放射能を除く)

ふっ素 8 mg/L (管理区域から) 0.5mg/L (河川放出)

- ② 排気において、排気モニタによる監視・測定が行えない状態で放出された場合（代替又は間接的な方法で評価できる場合を除く）。排水においては、濃度確認の前に誤送水したとき。

- ③ 上記の値以下でも、計画外の異常な放出があったとき。
- (5) 管理区域外での漏えい
核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。
- ① 管理区域外の核燃料物質等を扱う廃水配管が損傷し、管理区域外に廃水が漏えいしたとき。(核燃料物質等の量及び濃度は問わない)
- ② 液体（非放射性を含む）が管理区域内で漏えいし、これが管理区域外に広がったとき。
- (6) 管理区域内の汚染
設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。
- ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。
- ① UF₆ シリンダから UF₆ が漏えいし、汚染が発生したとき。
- ② 放射性廃棄物ドラム缶に汚染が見つかったとき。
- ③ 核燃料物質等の漏えい或いは漏えい痕跡から、汚染が見つかったとき。
- ④ ウランを扱う設備からウランを含む物質等が漏えいし、汚染が発生したとき。
- (7) 臨界
核燃料物質が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。
- ① 取扱量を制限している設備で核燃料物質を取り扱っているとき、保安規定に定める最大取扱量（核的制限値）を超えたとき。
- ② UF₆ シリンダを保安規定に定める臨界距離範囲以下で貯蔵したとき。
- (8) 管理区域に立ち入る者の被ばく
管理区域立入る者について、放射線業務従事者 5mSv、従事者以外 0.5mSv を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- ① 放射線業務従事者に 5mSv を超える計画外の被ばくが発生したとき。
- ② 従事者以外に 0.5mSv を超える被ばくが発生したとき。
- ③ 内部被ばくのおそれがあったとき。
- ④ 皮膚汚染が発生し、除染しきれなかったとき。
- (9) 施設等に関する人の障害
前項目の他、管理区域内作業および核燃料物質等の運搬作業中に、入院治療又は入院治療を要するおそれのある障害を負ったとき。
- (10) 火災・爆発
① センターにおいて、火災の規模、要因に関わらず、消火器を使用したとき、又は消防署に通報したとき。
- (11) その他事故・故障に係る事象
① 救急車が緊急出動したとき。
- ② 自然災害等により施設が被災したとき。
- ③ 業務上において人の障害があったとき。(軽微な怪我、交通事故は除く)
- ④ 事象が進展したときに法令報告事象になる可能性のあるとき。
- ⑤ 商用電源の喪失によって非常用発電機が運転されたとき。
- ⑥ IF₇、IF₅ ボンベから IF₇、IF₅ の漏えいが発生したとき。
- (12) 地震
① 鏡野町上齋原震度が 4 以上のとき。

以上

平成30年度事業計画

平成30年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料・バックエンド研究開発部門

人形峠環境技術センター

人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）は、ウラン取扱施設や鈾山関連施設の廃止措置を継続しつつ関連する研究開発等を進めます。業務の実施にあたっては、安全確保を最優先とした効率的な推進に努めます。また、地域社会との共生及び成果普及への取り組みなどを継続します。

平成28年度に公表した「ウランと環境研究プラットフォーム」構想については、平成29年度に開催したウランと環境研究懇話会にて、安全・安心や地域社会への貢献等の視点で意見・提言をいただきました。平成30年度は、これらの意見・提言を「鈾山施設の閉山措置、減損ウランの安定保管管理等の対策及び放射性廃棄物の処理・処分技術開発」等の研究計画に適切に反映し、研究開発を進めます。

平成30年度のセンターの取り組み事項は、以下のとおりです。

1. 事業（開発・研究等）に関すること

- 1) ウラン濃縮原型プラントは、廃止措置計画認可申請に向けた対応を進めます。
また、解体に向けた準備を継続するとともに、減損ウランの安定保管管理等の検討を進めます。
- 2) 製錬転換施設及び解体物管理施設は、放射性廃棄物ドラム缶や解体物等を収納したコンテナの内容物調査、非破壊測定、詰替え及び不要物品等の処置を継続します。
- 3) 濃縮工学施設は、使用を終えた設備の解体・除染済部品のクリアランス、澱物類の処理方法の確立を目的とした基礎試験及び不要物品等の処置を継続します。
- 4) 鈾山施設は、適切な維持管理を継続するとともに、鈾さいたい積場の長期にわたる安全性を確保するための措置に必要な調査等を継続します。
- 5) センター各施設、設備及び放射性廃棄物の安全かつ適正な管理を継続します。
- 6) 東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故の収束に向けた対応として、環境修復の技術開発やコミュニケーション活動等への支援を継続します。

2. 安全確保・環境保全に関すること

- 1) 品質保証活動、潜在的リスクへの対策、基本動作の徹底及び現場でのコミュニケーションの活発化等により、安全確保、法令遵守を最優先とした業務実施活動を継続します。
- 2) 計画的なエネルギー管理により省資源を推進し、地球温暖化防止等、環境に配慮した業務実施活動を継続します。

3. 地域・社会への対応に関すること

- 1) 地域振興への協力、事業説明会等への対応、広報紙の配布等を継続し、地域と積極的なコミュニケーションを図り、地域社会との共生に努めます。
- 2) 地元の大学や高専との連携、地元自治体や民間の企業との交流の推進を継続します。
- 3) ホームページ等を活用し、センター事業内容の紹介、研究開発成果及び環境モニタリングデータ等の情報公開を継続し、適時、分かり易い情報発信により、地域社会の理解と安心の向上に努めます。

以上

人形峠環境技術センターの事業計画案 「ウランと環境研究プラットフォーム」構想

人形峠環境技術センターでは、廃止措置を着実に進めつつ、地域や国際貢献を行うための仕組みとして、「ウランと環境研究プラットフォーム」構想を取りまとめ、平成28年12月21日発表しました。

今後、地域と意見交換を行う場等を設け、具体的な事業計画をとりまとめていく予定です。

別添1

人形峠環境技術センターの事業計画案の概要-「ウランと環境研究プラットフォーム」構想-

人形峠環境技術センターでは、核燃料サイクルのフロントエンドの研究開発を60年以上にわたり進めてきました。平成13年3月のウラン濃縮原型プラント運転終了をもって、フロントエンドの研究開発を終え、その後は、これらの施設の解体や除染技術の研究開発を行ってきました。今後は、廃止措置を着実に進めるために不可欠な、ウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発に着手する予定です。「ウランと環境研究プラットフォーム」構想は、廃止措置を着実に進めるために必要なウランと環境をテーマとした研究開発(環境研究・ウラン廃棄物工学研究)を通じて、地域・国際社会への貢献を目指す仕組みです。



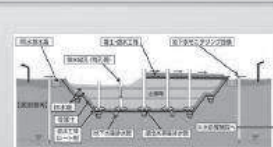
地表や浅い地中でウラン等がどのように移動しているかを研究します。

環境研究

- ✓ 人形峠のような山間地で、放射性物質(ウラン等)や有害物質(重金属等)が地下水や河川によって移動する様子を解析するための情報を大学等に提供し、水資源管理や環境対策等の研究に貢献します。
- ✓ 中国地方の地形が、どのように変化してきたかを知るために役立つ情報を大学等の教育機関に提供するなどして、理科(地球科学)教育等に貢献します。

環境研究成果は埋設実証試験施設の設計等に役立ちます。また、このような施設が環境変化から受ける影響を調べます。

ウラン廃棄物を処分するための処理技術の研究開発成果を埋設実証試験施設を使って確認します。



埋設実証試験施設のイメージ※

ウラン廃棄物工学研究

- ✓ 汚泥のような廃棄物(スラッジ類)から有害物質(重金属等)や放射性物質(ウラン等)を取り除く技術の研究開発を通じて得られた成果を民間企業等に提供し、排水処理や有用・有害金属を取り除く技術等の研究に貢献します。
- ✓ 放射線計測技術・分析技術を大学等に提供し、微量放射能の測定や自然環境中の放射能分布調査等の研究に貢献します。

ウラン廃棄物を安全で合理的に処分するために必要な処理技術を確立します。

※埋設実証試験施設などの中核的施設について(http://open.emc.go.jp/chikandochu/actions/briefing_session/pdf/dgpus_cyaukan.pdf(参照:平成29年12月8日))

(出典：人形峠環境技術センターホームページ)

人形峠環境技術センター 各施設の沿革

製錬転換施設

昭和54年11月	製錬転換施設工事に着工
昭和57年3月	製錬転換施設全面運転開始
昭和57年12月	製錬転換施設で製造した六フッ化ウランを初出荷 回収ウラン転換試験開始
昭和63年8月	回収ウラン利用実証試験研究開始
平成2年9月	回収ウラン利用実証試験研究終了
平成3年6月	回収ウラン転換実用化試験開始
平成4年8月	脱硝工程高度化確認試験開始
平成6年8月	回収ウラン転換実用化試験運転開始
平成11年7月	回収ウラン転換実用化試験運転を終了
平成12年9月	製錬転換施設の湿式設備解体を開始
平成13年4月	四フッ化ウラン破砕乾燥試験開始
平成14年3月	製錬転換施設の湿式設備解体を終了
平成19年3月	四フッ化ウラン破砕乾燥試験終了
平成20年4月	製錬転換施設の乾式設備解体を開始
平成24年7月	製錬転換施設の乾式設備解体を終了
平成25年1月	製錬転換施設の付帯設備解体開始

濃縮工学施設

昭和53年4月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1建屋工事に着手
昭和53年7月	ウラン濃縮建設所を設置
昭和54年9月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1Aとして運転開始
昭和55年4月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-2建屋工事に着手
昭和55年10月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1B運転開始
昭和56年4月	ウラン濃縮パイロットプラントの製品を初出荷
昭和57年3月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-2運転開始（全面運転）
昭和57年12月	ウラン濃縮パイロットプラントで濃縮したウランを「ふげん」に初出荷
昭和61年7月	ウラン濃縮パイロットプラントより再濃縮ウラン初出荷
平成2年3月	ウラン濃縮パイロットプラント試験終了
平成3年6月	高性能遠心分離機実用規模カスケード試験装置準備着手
平成3年10月	ウラン濃縮パイロットプラントを濃縮工学施設と改称
平成4年3月	実用規模カスケード試験装置建設工事着手
平成5年3月	実用規模カスケード試験装置完成
平成5年5月	実用規模カスケード試験装置運転試験開始
平成8年8月	遠心機処理設備建設工事着手
平成9年3月	実用規模カスケード試験装置運転試験終了
平成12年9月	遠心機処理設備のホット試験を開始
平成23年12月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）申請
平成24年8月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）の認可
平成25年11月	放射能濃度に係る確認（クリアランス確認）申請
平成26年3月	放射能濃度に係る確認証（クリアランス確認）受領
平成26年6月	OP-1ウラン操作室、OP-2ブレンディング室の設備解体に着手

ウラン濃縮原型プラント

昭和59年10月	ウラン濃縮原型プラント敷地造成工事に着手
昭和60年11月	ウラン濃縮原型プラントの建設に着手
昭和61年11月	ウラン濃縮原型プラントDOP-2建屋工事に着工
昭和63年4月	ウラン濃縮原型プラントDOP-1操業開始
平成元年5月	ウラン濃縮原型プラントDOP-2操業開始（全面運転）
平成8年9月	ウラン濃縮原型プラントによる回収ウランの再濃縮開始
平成11年11月	ウラン濃縮原型プラントDOP-2の運転終了
平成13年3月	ウラン濃縮原型プラントDOP-1の運転終了
平成13年11月	滞留ウラン回収試験開始
平成14年12月	滞留ウラン除去・回収試験開始
平成19年11月	第2運転単位（DOP-2）の滞留ウラン除去・回収試験終了
平成26年現在	第1運転単位（DOP-1）の滞留ウラン除去・回収に向けての準備中

（出典：人形峠環境技術センターホームページ）

環境放射線等測定項目(平成30年度)

(1)島根原子力発電所周辺環境放射線等測定項目

①空間放射線

項 目	測定地点	測定月	備 考
線量率	境港市上道町(境港局)	連続	固定型モニタリングポスト
	米子市河崎(米子局)		
	境港市外江町(外江公民館)	連続	可搬型モニタリングポスト
	境港市竹内町(余子公民館)		
	境港市財ノ木町(中浜公民館)		
	米子市大篠津町(大篠津公民館)		
	米子市和田町(和田公民館)		
積算線量	米子市夜見町(夜見公民館)	4～6月 7～9月 10～12月 1～3月	蛍光ガラス線量計(RPLD)
	米子市彦名町(彦名公民館)		
	境港市上道町(境港局)		
	米子市河崎(米子局)		
	境港市外江町(外江公民館)		
	境港市竹内町(余子公民館)		
	境港市財ノ木町(中浜公民館)		
	米子市和田町(和田公民館)		
	米子市彦名町(彦名公民館)		
	境港市渡町(渡公民館)		
	米子市大崎(崎津公民館)		

②環境試料中の全 α 及び全 β 放射能

項 目	測定地点	測定月	備 考
浮遊じん	境港市上道町(境港局) 米子市河崎(米子局)	連続	ダストモニタ

③環境試料中の放射性核種の分析

- ・測定法: γ 線スペクトロメトリー
- ・対象核種: Mn-54、Fe-59、Co-58、Co-60、Cs-137、I-131

区 分	試 料	採取地点	採取月(予定)
浮遊じん	浮遊じん	境港市上道町(境港局) 米子市河崎(米子局)	毎月
降下物	降下物	境港市上道町(境港局) 米子市河崎(米子局)	毎月
陸水	水道水(蛇口)	境港市上道町 米子市河崎	5,11
	水道水(原水)	米子市福市(福市着水井)	
	池水	境港市小篠津町	11

植物	松葉	境港市幸神町 米子市夜見町	10
----	----	------------------	----

区 分	試 料	採取地点	採取月(予定)
陸土	陸土	境港市馬場崎町 米子市河崎	7
海水	表層水	米子市葭津地先	4,10
		米子市大篠津町地先	5,11
海底土	底質(表層)	米子市葭津地先	10
		米子市大篠津町地先	11
農産物	精米	米子市夜見町	10
	白ネギ	境港市中海干拓地	12
	大根(葉、根)	境港市中海干拓地	1
牛乳	原乳	米子市和田町	5、8、11、2
海産物	ワカメ	境港市近海	4
	イワガキ		7
	セイゴ		10
	ナマコ		3

・測定法: β 線スペクトロメトリー

・対象核種: H-3

区 分	試 料	採取地点	採取月(予定)
陸水	水道水(蛇口)	境港市上道町 米子市河崎	5
	水道水(原水)	米子市福市(福市着水井)	
	池水	境港市小篠津町	11
海水	表層水	米子市葭津地先	10
		米子市大篠津町地先	11

(2) 人形峠環境技術センター周辺環境放射線等測定項目

①空間放射線

測定項目	測定地点								測定月	備考
	木地山	栗祖	加谷	穴鴨	小河内	福吉	実光	鉛山		
線量率	○								連続	固定局
		○				○	○	○	6, 9, 12, 3	移動局
積算線量		○	○	○	○	○	○	○	3~5 6~8 9~11 12~2	

②環境試料中の全 α 及び全 β 放射能、フッ素

区分	測定項目	測定地点								測定月	備考
		木地山	栗祖	加谷	穴鴨	小河内	福吉	実光	鉛山		
浮遊じん	全 α 放射能	○								連続	固定局
	全 α 及び 全 β 放射能		○				○	○	○	6, 9, 12, 3	移動局
大気	フッ素	○								連続	固定局

③環境試料中の放射性核種等の分析

- ・測定法: α 線スペクトロメトリ、放射化学分析、イオンメーターによるフッ素分析
- ・測定対象: U-238、Ra-226、全 β 放射能(土壌のみ)、フッ素

区分		測定地点								測定月
		木地山	栗祖	加谷	穴鴨	小河内	福吉	実光	鉛山	
陸水	河川水		○	○	○	○				7, 11, 1
	飲料水		○	○	○	○				7, 8, 11, 1
土壌	河底土		○	○	○	○				7, 11
	水田土			○	○	○				7, 11
	畑土			○	○	○				7, 11
	未耕土		○							7, 11
農作物	精米			○		○				11
	野菜			○		○				6, 11
植物	樹葉		○							7, 11

コンクリート屋内退避施設一覧

◎米子市：コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧（9箇所）

施設名	住所
大篠津公民館	米子市大篠津町 1 6 1 9 - 1
崎津公民館	米子市大崎 1 4 6 6 - 4
和田公民館	米子市和田町 1 8 2 9 - 1
富益公民館	米子市富益町 7 8 8
彦名公民館	米子市彦名町 2 8 5 0 - 2
夜見公民館	米子市夜見町 1 6 7 9 - 1 1
河崎公民館	米子市河崎 2 6 2 0
加茂公民館	米子市両三柳 3 3 0 5
住吉公民館	米子市旗ヶ崎 7 丁目 1 7 - 3 0

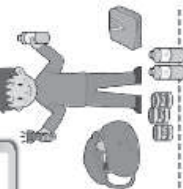
◎境港市：コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧（17箇所）

境港市立渡小学校	境港市渡町 901 番地
境港市立外江小学校	境港市外江町 2,105 番地
境港市立境小学校	境港市湊町 27 番地
境港市立上道小学校	境港市上道町 3,026 番地
境港市立余子小学校	境港市竹内町 3,117 番地
境港市立中浜小学校	境港市麦垣町 432 番地
境港市立誠道小学校	境港市誠道町 2,062 番地
境港市立第一中学校	境港市上道町 1,840 番地
境港市立第二中学校	境港市竹内町 2,438 番地
境港市立第三中学校	境港市外江町 1,372 番地
境港市渡公民館	境港市渡町 1,356 番地の1
境港市外江公民館	境港市外江町 2,062 番地1
境港市境公民館	境港市湊町1番地
境港市上道公民館	境港市上道町 3,186 番地
境港市余子公民館	境港市竹内町 393 番地の2
境港市誠道公民館	境港市誠道町 220 番地の3
境港市立中浜公民館	境港市財ノ木町 668 番地

各家庭、事業所等に備えてください

保存版
平成31年

鳥取県

原子力
防災
ハンドブック原子力
災害とは？屋内避難
とは？避難の
方法とは？緊急時の
医療体制は？放射線の
基礎知識避難する
場所とは？実際に「備え」であるか、
チェックしよう！

用意ができたなら☑してみよう！

- ☐ 家族最低3日分の食料・飲料水
- ☐ 家族最低3日分の食料・飲料水
- ☐ ラジオ兼ライト(予備の電池)
- ☐ 携帯電話・充電器
- ☐ フード付きのビニールカップ
- ☐ 作業用手袋・マスク
- ☐ タオル・下着類
- ☐ その他必需品(※お持ちのミルク・オムツなど)
- ☐ 長そで・長スボン・帽子
- ☐ 救急薬品・常用薬・処方箋
- ☐ 預金通帳・印鑑・現金
- ☐ 健康保険証・運転免許証・権利証書
- ☐ 衛生用品(歯磨き用具等)・生理用品
- ☐ ティッシュ・ウェットティッシュ
- ☐ 自家用車のガソリンは普段から満タンに

※日添利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」なら、簡単に備蓄出来ます。

他にもあれば書いておこう！

☐

☐

わたしの避難先

●一時集結所:

●避難先:

家族の連絡先

氏名	生年月日	氏名	生年月日
父(氏名)		母(氏名)	
祖父(氏名)		祖母(氏名)	
兄弟(氏名)		兄弟(氏名)	
兄弟(氏名)		兄弟(氏名)	
兄弟(氏名)		兄弟(氏名)	

発行/編集

鳥取県 危機管理局 原子力安全対策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271 TEL:0857-26-7974 FAX:0857-26-8805

e-mail genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

HPアドレスhttp://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/

鳥取県の原子力防災の
ホームページはこちら日頃の
備えが大事!!避難する時は
どうすれば
いいのかな？もしもの時は
どうすれば
いいの？原子力災害って
何だろう？必要な取組みって
なんだらう？避難からの
備えは？平成31年3月
発行/鳥取県

にじゅうち

このハンドブックは、力が一、五根原子力発電所で原子力災害が発生した際に、住民の方にとっていただくための手引きとして作成しています。

原子力災害の特設やその他の必要に対応、放射線の基礎知識、日頃からの備えなどについて、まとめていますので、各家庭や事業所で保管し、活用してください。

避難者の受け入れを行っていたといたゞく市町村の方も災害時の対応や流れを確認してください。

※このハンドブックは、福島県原子力防災アプリでも見る事が出来ます(P7)。

鳥取県の原子力防災への取組

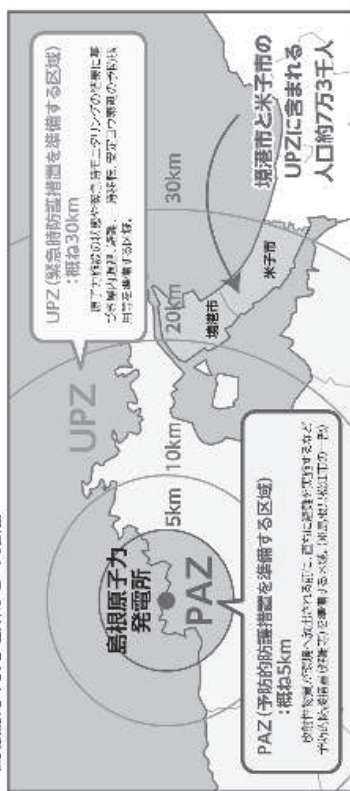
地域防災計画(原子力災害対策編)と広域住民避難計画

福坂京では、屋根原子力発電所の事故に備えて、原子力防護対策を進めています。

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成24年10月に原子力施設から半径30kmにある自治体の全児童・生徒、福島県内全児童・生徒を対象に、原子力災害対策を行います。

千葉県では「地域防犯計画（原千代田の仁民愛物思想をうけた「仁政生民愛物計画」を前身とし、この計画を改定した）と、改正の仁政生民愛物計画」と、改正の仁政生民愛物計画を前身とし、この計画を改定した。また、改正の仁政生民愛物計画を前身とし、この計画を改定した。

▶島根原子力発電所からの距離



県・市が行う事前対策の取組み

- 中国側が防了方防犯対策を必要経費で遂行しているが、防犯に必要で中国に電力を回して正を要求します。
- 中国が中国側問題の安全結果のため、必要に応じて中国に電力を回して正を要求します。
- 中国側が防了方防犯対策を必要経費で遂行しているが、防犯に必要で中国に電力を回して正を要求します。

原子力災害とは？

1 原子力問題とは

原子力災害は、原子力発電所で万が一事故が発生した場合に、放射性物質が外に漏れて、環境や住民に影響を及ぼす災害のことです。

原子力災害は、地震や台風などの災害とは違い、放射線は目に見えないなど、五感で感じることができません。ただし、適切な対応をとることで、被害を抑えることができます。

原子力災害の特徴や被ばくなどの影響について、あらかじめ知り、適切に行動することが大切です！

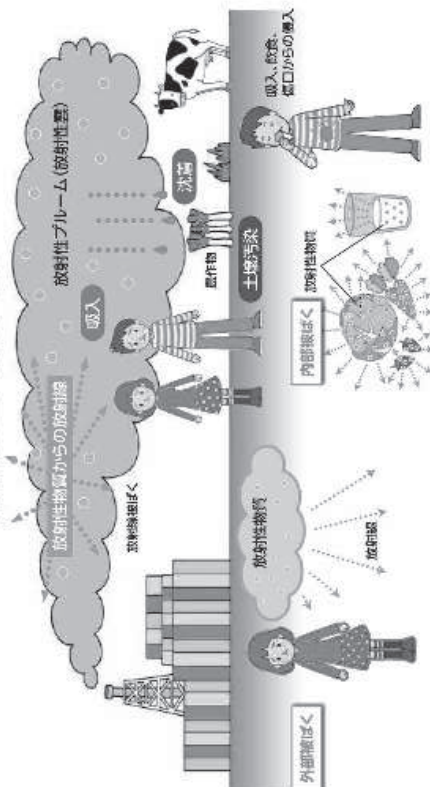
原子力災害の特徴

- 放射線計測器を用いることにより検知することができますが、目に見えないなど五感で感知することができないため、被ばくを自ら判断できません。原子力に関する専門的知識が必要のため、専門的機関の役割や指示、助言等が重要となります。テレビやラジオなどからの災害の情報は、屋内避難や避難などが必要となります。

原子力災害が発生するとどうなるの？

原子力発電所で事故が起きた場合、周辺に放射線が放出され、被ばくなどのおおそれがあります。

●原子力災害発生時のイメージ図



「被ばく」と「汚染」の違い

※ 煩雑な作業や汚染を避ける方法があります。

- 「初よく……お引越を受けることをいいます。
「汚染」……放射線物質が建物や衣類に付着した状態であり、外に
持ち出さなければ、放射線の影響はほとんどありません。

外部被ばくと内部被ばく

※外音階ではなく、内音階に基づくにも注意が必要で、

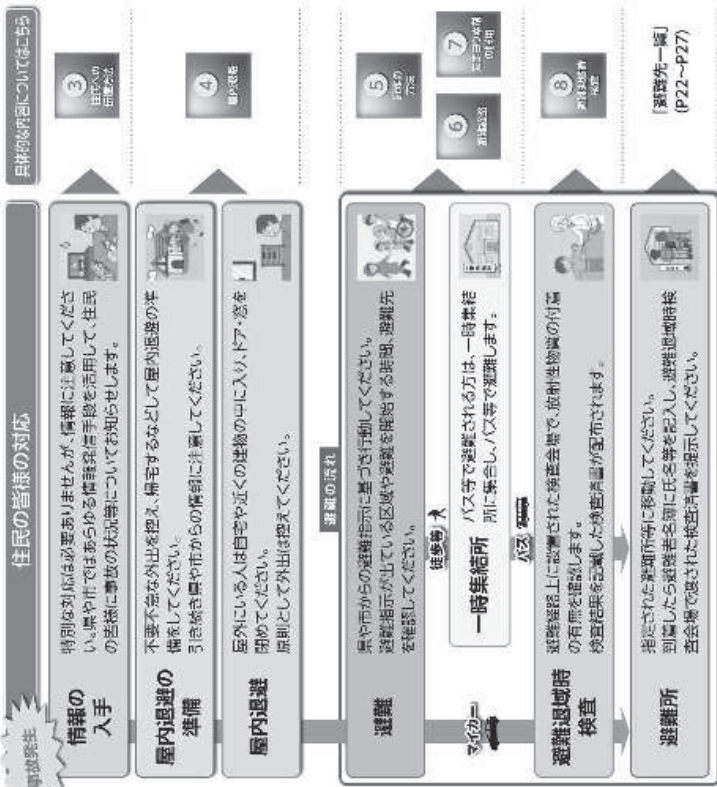
- 「外見はよく……」次の外に説明語を記入してください。
- 「内面はよく……」呼吸や食べ飲み、から体内に入っている性質や、
- 「内」により、体内の環境はどのような状態を呈しているか、

② 原子力発電所で事故が発生したら どうすればいいの？

原子力発電所で万が一事故が発生した場合、事態の進展に応じて屋内退避や避難などの予防的な防護措置を行います。事故の規模や影響などに応じて必要な防護措置が異なります。

県や市からの情報に注意し、落ち着いて行動してください！

原子力災害における対応の流れ



※原子力発電所で事故が発生しても既に避難が必要となるわけではありません。
※放射性物質の放出がなくても、今後放出が予測される場合など、状況によっては避難指示等が出される場合があります。

防護措置(屋内退避・避難等)の判断基準(UPZ(概ね30kmの対応))

万が一、原子力災害が発生した場合、あらかじめ判断基準を定めておくことにより、予防的な防護措置を速やかを実施します。

具体的な防護措置の実施の判断は原子力規制委員会が行い、具体的な指示は県や市が行います。

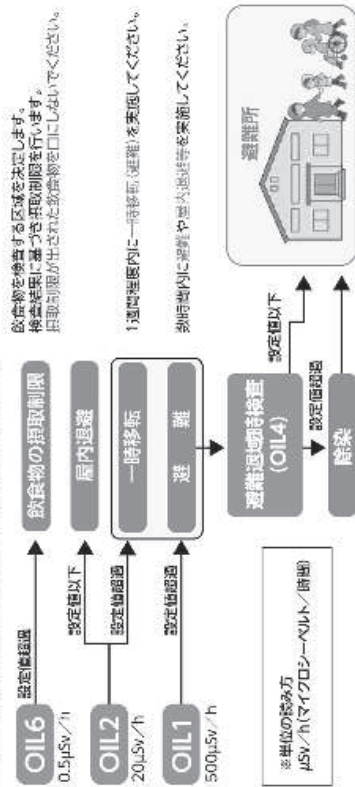
EAL (Emergency Action Level) :緊急時活動レベル	OIL (Operational Intervention Level) :運用上の介入レベル
避難や屋内退避等の予防的な防護措置を原子力施設の状態に応じて行うための判断基準。	避難や屋内退避等の防護措置の実施を判断するための放射線モニタリングなどの計測値の基準。

放射性物質放出前

緊急事態の進展	状態	防護措置
警戒事態 (EAL1)	異常事態の発生、またはそのおそれがある時 (例: 大飯原子力発電所6号機1号機)	特別な対応は必要ありませんが、県・市からの情報に注意してください。
施設敷地緊急事態 (EAL2)	放射線による影響が及ぶ可能性がある時 (例: 原子力発電所の安全対策の完了が30分以上)	屋内退避の準備をお願いします。
全面緊急事態 (EAL3)	放射線による影響が及ぶ可能性が高い時 (例: 原子力発電所の炉心損傷発生)	屋内退避等を実施してください。

放射性物質放出後

●モニタリング結果に基づき、追加の防護措置の実施が判断されます。



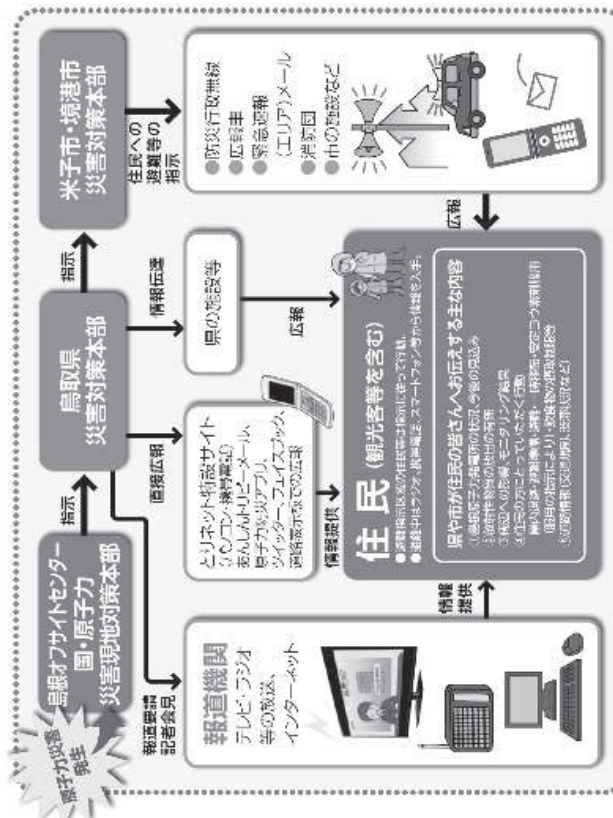
どうやって知るの？

3 住民への
説明方法

原子力事故が発生した場合、防犯行政無関係、緊急避難（エリア）メール、テレビ、ラジオなどのあらゆる情報伝達手段を活用してお知らせします。くわしい内容や今後の必要対応などの詳細については、ホームページ、テレビ、ラジオなどで確認してください。

県や市からの情報に注意して落ち着いて行動してください！

情報伝達のフローチャート



※要覧の状況や注意事項などについて、新聞などでよく伝える予定にしています。

観光客等一時滞在者への情報伝達

テレビ、ラジオ、防災行政無線等により事故・被害情報を伝達し、早期に帰宅するよう呼びかけます。
また、外国人の方には、多言語で情報伝達を行います。

情報の入手先

ホームページ

トフルな生活の緊急時には、原子力施設の状態や県の対応状況、住民の皆さんへのメッセージ等の情報を提供いたします。

●鳥取県の原子力防災の水・ムベ シでは、原子力防災に要する情報を迅速に提供しています。

●鳥取県の原子力防災の取り組み

- 鳥取県原子力安全問題の活動
原子力防災協議会の開催
原子力防災現地研修会(同学会)の開催
鳥取県広域防災計画(原子力災害対策編)の策定
鳥取県立郷土民衆博物館
鳥取県防災訓練の実施

●空間放射線の測定(モニタリング)結果

●島根原子力発電所に関する情報

●人形・環境技術センターに関する情報

品取県 區子力

交際

HPアドレス <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

あんしんトリビュートメール

登録いただいた方の携帯電話等に、取扱区内の対応店舗までメールでお送りするサービスです。店舗電話等から下記のアドレスにメールを送信し、速にメールを聞いて登録手続きを行ってください。

e-tottori-safe@xpressmail.jp

農取県農子力防災アプリ(スマートフォン対応)

モニタリングが主で、遊離領域

与侯烈云、侯文建共同经营

の読者 読報、カクラン、スミタ

お問い合わせ先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
日本郵政株式会社 郵便局
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
日本郵政株式会社 郵便局

App Store | Google Play

ソーシャルメディア(SNS)の活用

ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアを用いた情報発信を行っています。

Twitter(ツイッター)



鳥取県危機管理センター 0857-22-1111 @tottori_bousai

緊急速報(エリア)メール

従って、避難所、被災者支援センターなどの緊急性の高い情報や地域活動の動向に関する情報は、電話やスマートフォンに緊急連絡(エリア)メールが設定されます。

【留言置顶】

- 受領すると同時にメールに署名する住所の記載を、プライバシーポリシー及び面談上の要項でお知らせします。
- インターネット上でいつでもお問い合わせいただけます。
- 状態確認の電話や来店によっては、要しない場合があります。
- 特約店については、お持ちの持病が特約店にない場合はホームページより確認してください。



④ 屋内退避はどうかすればいいの?

放射線防護

屋内退避とは、放射線による被ばくの影響を低減させるため自宅などの屋内に留まることです。屋内退避の指示が出た場合には、速やかに建物の中に入り、ドア・窓を閉めるとともにエアコン・換気扇を止め、窓から離れるなどの被ばくを避ける行動をとります。あわせて、口や鼻をマスク等で保護することも効果があります。

屋内退避の指示が出たら…

落ち着いて
対応しましょう!



屋内退避は有効な手段です。

原子力災害が発生した時は、放射線による影響を回避したり、低減させることが重要であり、防護増のの一つとして屋内退避を行います。

原子力発電所から放出される放射性物質や放射性プルーム(放射性雲)により、屋外にいると被ばくが得やすくなります。放射性物質が放出される前に、予防的に屋内に退避するとともに、放射性物質が通過する場合は放射性物質が地表や建物に降下した場合でも、放射線が軽減するまで屋内退避を行うことで、外部被ばく・内部被ばくを低減することができます。

屋内退避の効果



建物には気密性と遮蔽効果があります

気や空間によって放射線の影響を低減させることができます。被ばくは、放射線が放射線物質を呼ぶ。被ばくは、放射線が放射線物質を呼ぶ。被ばくは、放射線が放射線物質を呼ぶ。

屋内退避の効果	気密性による遮蔽効果	気密性による遮蔽効果
木造家屋	75%低減	60%低減
コンクリート造りの建物	95%低減	80%低減
		40%低減

注: 1. 気密性の高い建物(コンクリート造り)は、遮蔽効果が大きい。2. 気密性の低い建物(木造家屋)は、遮蔽効果が小さい。

※一般般には、木造家屋よりコンクリート造りの建物のほうが遮蔽効果が大きい。ただし、平家建物は、遮蔽効果が小さい。また、遮蔽効果は、気密性の高い建物(コンクリート造り)は、遮蔽効果が大きい。気密性の低い建物(木造家屋)は、遮蔽効果が小さい。

屋内退避の注意点

- ・屋内退避は数日間継続することがあります。口鼻から飲料や飲料水の被害に努めましょう。また、民間にわたる場合には避難への代替を行うことがあります。必要に応じて、最低3日分の被害を減らす必要があります。
- 放射線の測定結果等により、屋内退避が解除されます。
- ・LPZ(概ね30km以内)外にも影響が及ぶ深刻な事態が発生する場合には、原子力発電所の施設の状態等を踏まえて、原子力規制委員会が屋内退避エリアの拡大を判断する場合があります。
- ・自宅が屋内退避できない場合などは指定された「コンクリート屋内退避施設」に避難することができます。
- ・該当の施設はP22～27を確認してください。

5 どうやって避難すればいいの?

5
避難
方法

県や市からの避難指示に基づいて行動します。
避難指示が出された対象区域や避難を開始する時間、避難先を確認し、落ち着いて行動してください。
避難はマイカーのほか、一時集結所から県や市が手配するバスなどで避難します。

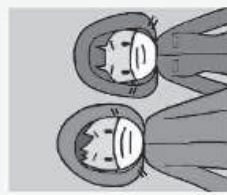
※各市区の避難先施設や一時集結所はP22～27をご覧ください。

避難が必要になったら…



①正しい情報
を手に入れよう

県・市からテレビ、ラジオ、防災行政無線、インターネットなどの手段により、避難指示や必要な対応を伝えます。どのような方法でも、正しい情報を入手しましょう。



③マスクをして
内部被ばくを
防ぎましょう

放射能物質の吸い込みを防ぐため、マスクを着けましょう。マスクがなくてもハンカチやタオルで口や鼻を覆ったりするなどしましょう。



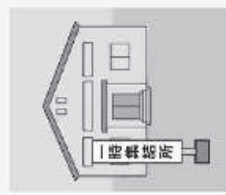
②ビニールカッ
パ・帽子等を
着用しましょう

放射能物質の汚染を防ぐため、フード付きのビニールカッパ、長袖ジャンパー、帽子等を着用して肌を露出させないようにしましょう。



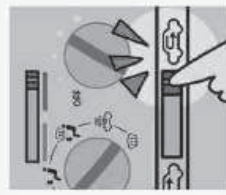
④マイカーやバ
ス等で避難し
ましょう

避難の指示が出たら、マイカー、一時的集結所、集合し、手配されたバス等で避難しましょう。市町村が手配します。



⑤一時集結所
でも屋内避難
をしましょう

1階建の建物や、2階以上の建物でも、避難場所として指定された建物でも、避難しましょう。



⑥車のエアコン
は内部循環
にしましょう

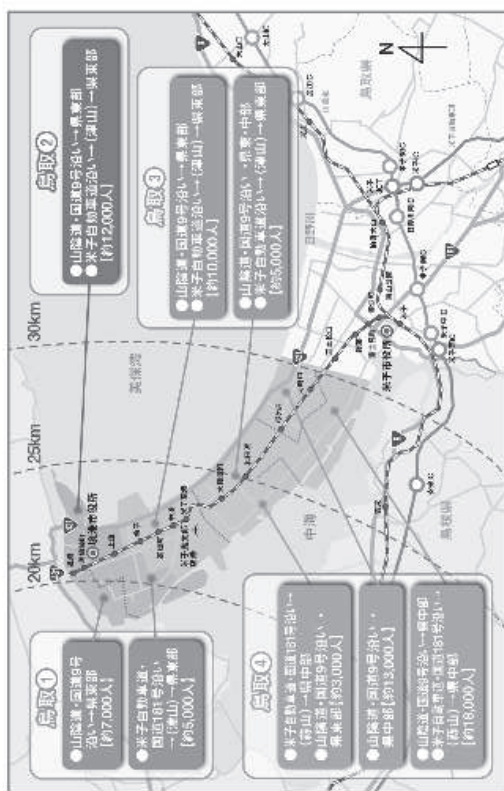
避難する際には、取り外し可能なフィルターを取り付け、車のエアコンは内部循環に設定しましょう。窓を開け、換気は避けましょう。

段階的避難の実施 (30km圏全域で避難が必要になった時)

「広域住民避難計画」では、30km圏全域に避難が必要になった時、沿岸を避けるため、高松原（川原）地区からの距離が近い区域から段階的に避難を行うよう計画しています。

避難区域を4分割（下図）し、5時間間隔で段階的に避難することで避難渋滞を回避し、移動（車などに乗っている）時間を短縮することで被ばくリスクなどの低減を図ります。

一斉に避難を行うと段階的に避難する場合に比べて、避難の移動時間（車に乗っている時間など）が長くなります。



※放射能の測定結果から、一部区域を避難として避難指示が出されるケースもありますので、県・市からの指示に注意してください。

乳幼児・妊産婦等は、優先的に避難を

乳幼児、妊産婦、高齢者、入院患者等については、早期に避難準備を要するなどの避難準備・避難等の防護措置を優先的に行います。避難の実施に当たっては、避難中に健康状態を悪化させないよう十分に配慮します。行政からの情報に十分注意してください。



町内降がい者等の避難行動要支援者の避難

支援者（家族、地域住民など）とともに一時集結所に集結して、手話講習等の避難誘導等により地域住民とともに避難します。なお、あんしんナビメールによる情報伝達では、ユニバーサルデザイン（背景色を鮮やかな赤・青・黄・白）により、わかりやすく伝達します。



避難の時はどこを通ればいいの？

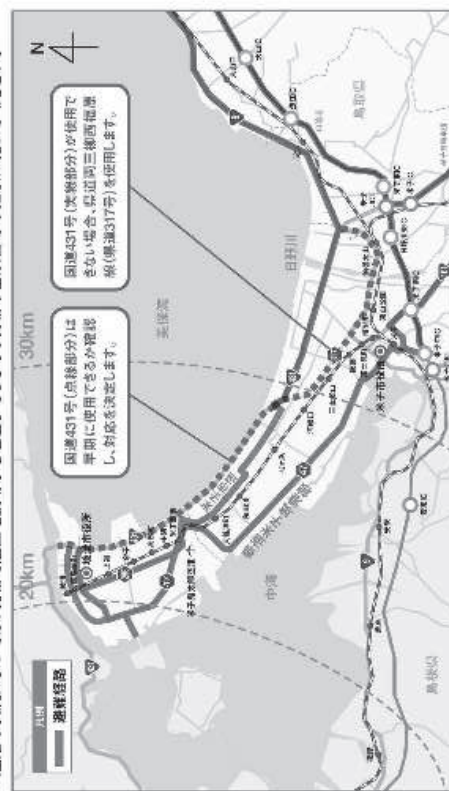
6 避難経路

町ヶ浜半島内では、県道米子増港線(県道47号)や県道米子空港増港停車場線(県道285号)等を使用してUPZ圏外へ移動してください。そして鳥取県東部・中部へは、経路①(山陰道・国道9号沿い)、経路②(米子自動車道・国道181号沿い)、経路③(米子自動車道～中国自動車道沿い)の3経路を使用してください。

避難に当たっては、主要な地点にいる警察官等の交通整理・誘導に従ってください。

避難経路

※道路の状況によっては、現場で迂回を誘導することがあります。警察官等の指示に従ってください。



※国道431号については、津波による影響を受けることが想定されており、早期に使用できるが確認し、その結果に基づき避難経路として使用するが決定します。

広域的な避難経路



13

児童・生徒等の避難の流れ

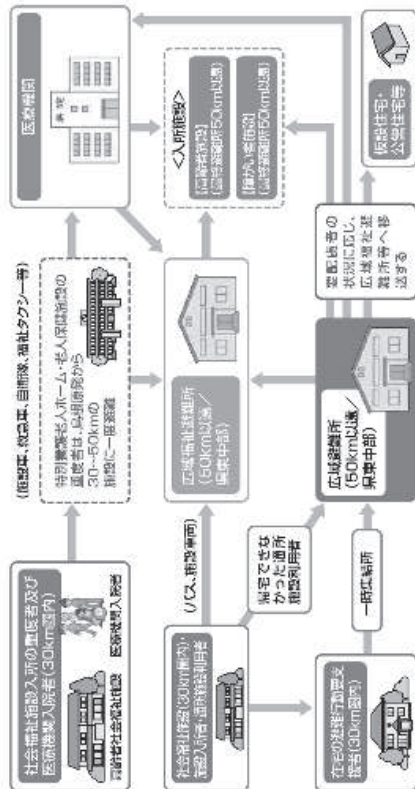
原子力発電所事故等が発生して、施設周辺緊急事態(EAL2)に進展したときには、巨直に休園・休校するとともに、園内避難等により児童・生徒等の安全を確保します。なお、事態がさらに進展し、保護者への引き渡し時に避難指示が出されたときには、教職員の手配のもと巨直に学校等ごとに決められた避難所まで移動してから保護者に引き渡します。

原子力災害発生時の対応については家庭で相談し、確認しておきましょう。



社会福祉施設入所者等の避難

あらかじめ避難先として計画している広域福祉避難所に避難し、その後に最終避難先に避難します。なお、重度者や入所者については、身体への負担を考慮避難手段や受入先が整っていないことから避難することになります。



※各施設では避難所の運営体制の確保や物資調達など、平時から考えを進めています。
※30km圏外の社会福祉施設入所者等については、巨直避難が原則ですが、避難が必要となる場合があります。

観光客等一時滞在者の避難

観光行政課や泊宿施設等により、原子力発電所の事故情報等を伝達し、早期の帰省を呼びかけます。帰省が間に合わない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難します。

外国人の避難

巨直住民と同様に一時集結所に集結した後、避難所に避難します。救急情報等については、多言語により情報を提供するとともに、ホームページへの情報提供については、理解しやすいよう「やさしい日本語」で提供します。

12

7 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤は、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを低減する効果があります。
安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会の判断に基づき、国や地方公共団体(県・市)の指示で行います。また、すぐに配布できるように、一時集結所、学校、福祉入所施設等に備蓄しています。

①目的と効果

原子力災害の際には、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質が放出されることがあります。このうち放射性ヨウ素は、呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると、どの甲状腺にも集まり、将来、甲状腺がんを発生させる可能性があります。
安定ヨウ素剤を服用することで、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、内臓臓器に低減する効果が認められています。これにより、甲状腺がんの発生リスクを低減することが期待されます。

ただし、安定ヨウ素剤には、外部被ばくや、放射性ヨウ素以外の内部被ばく防止には効果がありません。このため、「早期の屋内退避や避難などの主たる防護措置」が最も大切です。

②いつ、どこで飲むの?

- 服用は、国の原子力規制委員会が通知し、原子力災害対策本部(本部長:内閣府副大臣)又は県や市の指示により行うこととされています。服用は原則1回で、服用指示が出た場合に一時集結所等で行われます。
- 米子市及び境港市の「一時集結所」に、安定ヨウ素剤を備蓄しています。また、学校(生徒分のほか児童・生徒分)、福祉入所施設(利用者分)などにも備蓄しています。
- 「一時集結所」で受け取らず、服せしめ済みの場合は、「避難退域時検査会場」で配布され、服用することができず。

▼安定ヨウ素剤の配布場所



なお、UPZ圏内にお住まいの方で、一時集結所に送やかに受け取りに行くことが困難で、希望される方には、年に1回、説明会を開催し、問診や説明を受けていただいた後に安定ヨウ素剤をお渡しします。日程等は市報等でお知らせする予定です。

③服用量・注意すること

服用量は年齢に応じて決まっています(例:丸剤:小学生1丸、中学生以上2丸)。また、乳幼児は基本的に規定量の液剤又はセリ剤を服用します。

安定ヨウ素剤の服用で無量の副作用が起こることは確ですが、注意が必要です。

服用できない方:安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方(薬にアレルギーがある方)などがある方は、主治医に相談しておかれると安心です。
ヨード過敏症、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、甲状腺腫瘍、高カリウム血症、先天性筋性、低カリウム血症、甲状腺機能低下症、甲状腺癌、甲状腺癌術後、甲状腺癌術後、甲状腺癌術後

8 避難退域時検査の概要

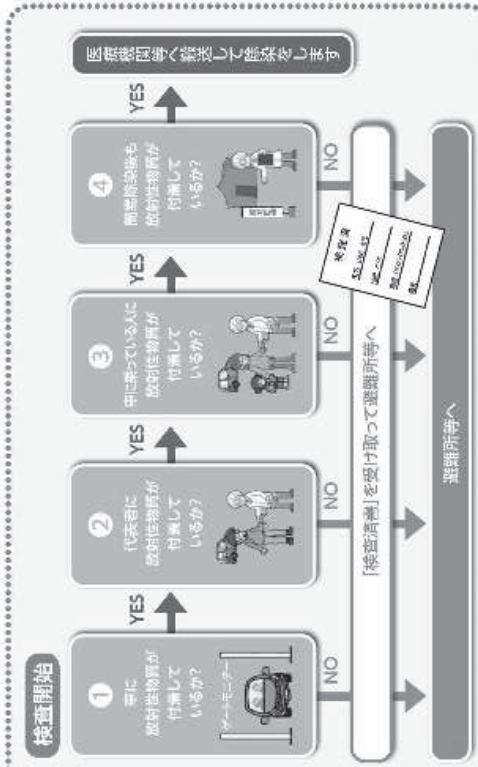
体の表面に放射性物質が付着していないかを確認するための検査です。検査は車両による検査、代表者による検査、全員検査の3つで実施します。
代表者による検査及び全員検査では、放射性物質が付着している可能性が高い箇所(頭・顔、手、靴底)を重点的に検査します。
避難の途中に検査会場を設けますので、必ず検査を受けて「検査済書」を受け取ってください。

避難途中で体などに放射性物質が付着していないことを確認することで、避難者の方の不安の解消につなげます。



※検査会場や避難経路は各地区ごとにあらかじめ決められています(PP2-27)。

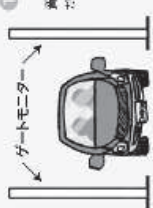
避難退域時検査の流れ



※検査を受けると、検査結果を記載した「検査済書」が配付されます。検査済書は避難所で必要となる場合がありますので大切に保管してください。

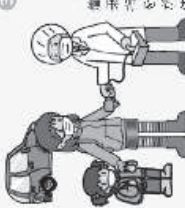
避難退域時検査と簡易除染の実施

●車面検査

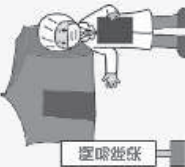


※ ガーランド・エッセイ集と市川に依る性物質が共通しているか
 疑問です。

③車に乗っている
住民の方(全員
の被害



○住民の方の簡易除染・検査



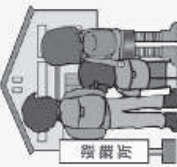
張子而長其又、の餘り、
其後、其後、其後、其後、

③車両の除染



※水で洗ひ流す場合、筒内に水が溜り残らないように排水ホース内を
引き、排水した後は全て回収します。

③避難所等に移動



検査や他院検査で現時
は検査が不明でないこ
とが理解された場合には、
検査結果を受け取り、産生
等に対応します。

よくある質問Q&A

③:なぜ車両を検査するの？

て、一般的に、防別産粉質は、國內退避していた住民の方の体面よりも、國外に露かれていた車両に多く付着しているものと考えられます。そのため、住民の方の代わりとして車両を検査します。

Q:住民の代表者を横査するだけでいいの？

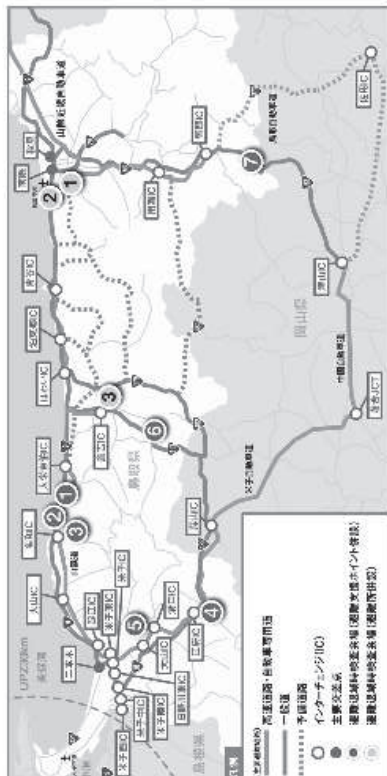
す。①：自宅に隣内同居した家族が、自家用仕により一緒に監禁する
ると言え、概ね同じ行動をとった方については、まず代表者
を捜査するものです。（代表者に放射性物質が付属していた
場合、全副を捜査します。）

糸染とは

感染とは、身体の素因(免疫や皮膚等)に付着した致病性物質を取り除くことです。ウェットティッシュ等では取ることになります。なお、汚染の度合いが高く、様々な器具や対応が必要となります。なお、汚染の度合いが高く、様々な器具や対応が必要となります。



避難経路と避難区域時検査会場



●産経経路治しの産経退域時検査会場において、検査を受けます。

交通被害状況、被害発生時の道路被災状況等に応じて予備経路を使用することがあります。

[illegible]

避難退域時検査会場

区分	校型会場		備考
	名 称	住 所	
道南支庁 ポイント併設 (主要経路沿い)	① 東柏総合文化体育館	〒689-2356 琴浦町出座560	遊遊者 (強制参加者)
	② 中山農草舎トレニングセンター	〒689-3112 大山町下甲1022-5	
	③ 名和農草舎トレニングセンター	〒689-3212 大山町名和1247-1	
	④ 江崎町立総合体育館	〒689-4413 江崎町大字津引662	
	⑤ 白幡町R&G遊技センター	〒689-4102 白幡町大森1006-3	
	⑥ 倉吉市市民会館森林体育指導センター	〒683-0411 倉吉市緑会町町田番1560-18	遊遊者 (強制参加者には3人)
	⑦ 旧藤崎小学校	〒689-1451 旧藤崎大字205	
	⑧ 市川総合運動公園 眞田体育館 (フットボールコート・バスケットコート・バレーコート)	〒680-0944 南蔵町市勢146-1	
	⑨ 鳥取県庁庁舎地下遊技場隣タニマル	〒680-0947 鳥取県山形町西4丁目110-5	
	⑩ 倉吉体育文化会館体育館	〒683-0023 倉吉市山根529-2	
遊訓所併設 (東部・中部)	鳥取市保健館	〒680-0845 鳥取市緑2丁目0423544(5544)	遊遊者のうち 搬送を 要けられなかった方
	鳥吉保健所	〒683-0802 倉吉市文庫坂町2	
	米子保健所	〒683-0802 米子市文庫坂1丁目1-45	
保健所併設			検査希望者

17

原子力災害時の医療体制は どうなっているの？

9
災害時の
医療体制

原子力災害時においても医療を提供できるようにするため、県内18の医療機関を原子力災害時の医療機関として指定しています。また、高度被災医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターと連携をとり、傷病者や被災者、被災者が疑われる患者に対して適切な診療等を行える体制を確保しています。

医療機関等

原子力災害拠点病院

- 原子力災害時に、高度の重篤にかかわる傷病者の受け入れ、被災者がいる場合の適切な診療等を行います。
鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院

原子力災害医療協力機関

- 被災者等の初期診療や救急診療、被災者の放射性物質の汚染測定等を行います。

両津、済生会鳥取総合病院、津島病院、山陰中央火災病院、米子中央病院、口野病院、口野病院、口野病院、中部、鳥取県立厚生病院、新倉病院、酒井病院、東部、鳥取市立病院、鳥取市立病院、吉安病院、吉安病院

高度被災医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター

- 原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な治療等を行います。
- 原子力災害拠点病院に対する支援や原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行います。

鳥取大学

医療機関位置図



18

放射線は どこで測っているの？

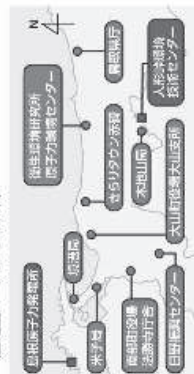
10
放射線の
測定体制

平常時から環境放射線の測定を行っています。原子力災害時には、避難などの防護措置や飲食物の摂取制限などの判断のため、測定を強化します。
その結果は、ホームページ、原子力防災アプリ等で公開しています。

環境放射線測定（モニタリング）体制

モニタリングポストによる連続測定

県内のモニタリングポスト位置図 (指定型モニタリングポスト)



平常時から空気中の放射線を24時間体制で監視しています。

放射線を定期的に、または連続的に監視測定すること、モニタリングをいい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストといいます。

可搬型モニタリングポスト



土壌のモニタリング

米や野菜（白菜やキャベツ）、公園等の一般環境の土壌の測定をしています。



農産物のモニタリング

米や野菜（白菜やキャベツ）、公園等の一般環境の土壌の測定をしています。



降水水のモニタリング

水（雨水、雪水、雨水、雪水）の測定をしています。



降下物、大気浮遊じん

雨や大気中の放射性物質の測定をしています。



詳しい測定内容はホームページで

●鳥取県環境放射線モニタリングシステム
<http://monitoring.pref.tottori.lg.jp/>



●原子力規制委員会
(放射線モニタリング情報)
<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

19

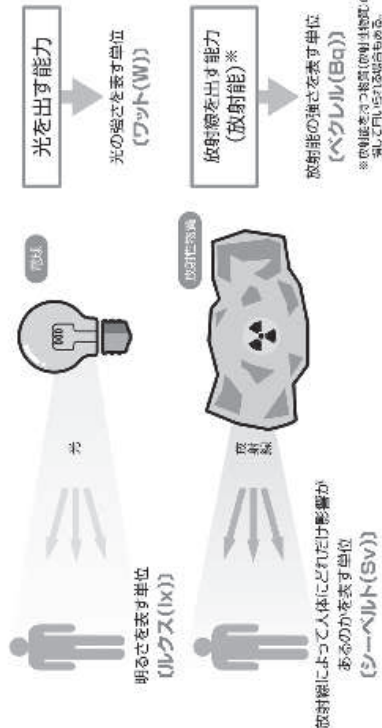
放射線の基礎知識

11
基礎知識

放射線から身を守るには、放射性物質から離れる（距離）、放射線を通る（通り）、放射線を受ける時間を短くする（時間）方法があります。

放射能・放射線・放射性物質

放射性物質を電球に例えると、放射線の強さ（ワット）は、電球の光の強さ（ワット）に例えることができます。放射性物質が放射線を出す放射線をからだが受けたとき、からだへの影響（シーベルト）は明るさ（ルクス）に相当します。



放射能・放射線の単位

▼ベクレル(Bq)：放射線の強さの単位
原子の中には、原子核の(フロン)が壊れやすい(不安定な)性質のものがあります。これが放射性物質です。1ベクレルは1秒間に1個の原子核が壊れる(このとき放射線が放出されます)ことを表します。

1000倍単位	記号	読み	数値	日本国
10^3				
10^{-3}	m	ミリ	0.001	千分の一
10^{-6}	μ	マイクロ	0.000001	百万分の一
10^{-9}	n	ナノ	0.000000001	十億分の一

mGy/h (ミリグレイ)	1mGy/h = 100μGy/h
μGy/h (マイクログレイ)	1μGy/h = 0.001mGy/h
nGy/h (ナノグレイ)	1nGy/h = 0.000001μGy/h

▼シーベルト(Sv)：からだへの影響の単位
放射線を受けたとき、からだのどの部分にどのくらい影響があるかを表します。この単位で計算して同じ値であれば、自然放射線でも人工放射線でも、また放射線がどの部分に当たっても、人体への影響の割合は同じです。

▼グレイ(Gy)：からだやものが吸収したエネルギー量を表す単位
放射線が当たったとき、体やものが吸収したエネルギーの量を表します。

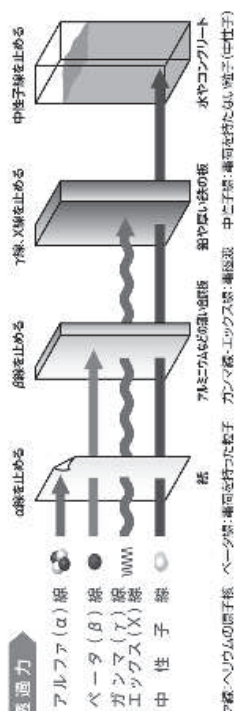
※緊急時には1mGy = 1mSvと仮定します

20

放射線の種類と透過力

放射線には、アルファ(α)線、ベータ(β)線、ガンマ(γ)線などの種類があります。放射線には物質を突き抜ける能力(透過力)があり、放射線の種類によって突き抜ける能力が異なります。放射線はいろいろな物質でさえぎることが出来ます。

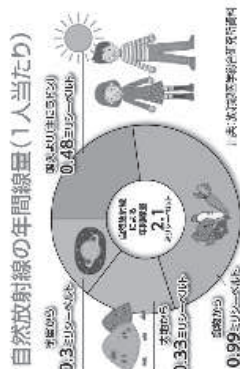
▼放射線の種類と透過力



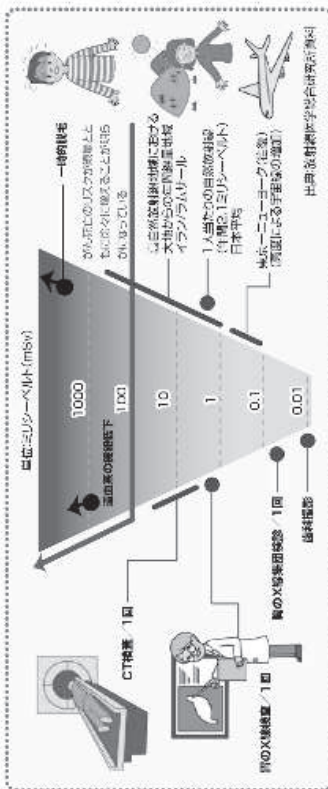
日常生活における放射線

私たちは、日常生活の中で自然からの放射線を受けて生活しています。例えば、大地や宇宙から放射線を受けています。また、空気中や食物中にも放射線が含まれており、これらを「自然放射線」と呼んでいます。

自然放射線とは別に、病気の診断や治療の医療(X線検査など)でも放射線を受けており、これらを「人工放射線」と呼んでいます。



▼身の回りの放射線被ばく



21

避難先一覧

境港市

※避難先情報については、13ページをご参照ください。
 ※避難先情報の取組状況や避難先情報等については、13ページをご参照ください。
 ※避難先情報の取組状況や避難先情報等については、13ページをご参照ください。

地区名 (小字区)	地区名	一時集結所	避難先 施設名	避難先 施設名	電話番号	市 役
外江 (とのえ) 地区	外江4区		日蓮小学校		0857-23-3371	境港市
	外江5区		日蓮公民館		0857-23-3360	
	外江6区		日蓮文化センター		0857-27-5181	
	外江7区		日蓮公民館		0857-24-0241	
	外江8区		日蓮公民館		0857-23-3366	
	外江9区		日蓮公民館		0857-23-3368	
	外江10区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	外江11区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	外江12区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	外江13区		日蓮公民館		0857-27-4655	
境 (わたり) 地区	境1区		日蓮公民館		0857-27-4655	境港市
	境2区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境3区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境4区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境5区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境6区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境7区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境8区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境9区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境10区		日蓮公民館		0857-27-4655	
境 (わたり) 地区	境11区		日蓮公民館		0857-27-4655	境港市
	境12区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境13区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境14区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境15区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境16区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境17区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境18区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境19区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境20区		日蓮公民館		0857-27-4655	

地区名 (小字区)	地区名	一時集結所	避難先 施設名	避難先 施設名	電話番号	市 役
境 (わたり) 地区	境1区		日蓮公民館		0857-23-3371	境港市
	境2区		日蓮公民館		0857-23-3360	
	境3区		日蓮公民館		0857-27-5181	
	境4区		日蓮公民館		0857-24-0241	
	境5区		日蓮公民館		0857-23-3366	
	境6区		日蓮公民館		0857-23-3368	
	境7区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境8区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境9区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境10区		日蓮公民館		0857-27-4655	
境 (わたり) 地区	境11区		日蓮公民館		0857-27-4655	境港市
	境12区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境13区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境14区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境15区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境16区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境17区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境18区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境19区		日蓮公民館		0857-27-4655	
	境20区		日蓮公民館		0857-27-4655	

市子米

※「疑問を宿す」については、15ページを参照ください。

地区名 (市/区)	地区番号	一階集会所	説明 期間	説明団体 持ち合わせ	施設名	電話番号	住所
大塚市 (大塚市)	大塚市 (大塚市)	大塚市公民館 大塚市小学校 大塚市中学校	①	大塚市農業者 トレーニング センター	大塚市小学校	0857-820081	大塚市大塚1区
					大塚市小学校	0857-820082	大塚市大塚2区
					大塚市小学校	0857-820083	大塚市大塚3区
					大塚市小学校	0857-820084	大塚市大塚4区
					大塚市小学校	0857-820085	大塚市大塚5区
					大塚市小学校	0857-820086	大塚市大塚6区
					大塚市小学校	0857-820087	大塚市大塚7区
					大塚市小学校	0857-820088	大塚市大塚8区
					大塚市小学校	0857-820089	大塚市大塚9区
					大塚市小学校	0857-820090	大塚市大塚10区
大塚市 (大塚市)	大塚市 (大塚市)	大塚市公民館 大塚市小学校 大塚市中学校	②	大塚市農業者 トレーニング センター	大塚市小学校	0857-820091	大塚市大塚11区
					大塚市小学校	0857-820092	大塚市大塚12区
					大塚市小学校	0857-820093	大塚市大塚13区
					大塚市小学校	0857-820094	大塚市大塚14区
					大塚市小学校	0857-820095	大塚市大塚15区
					大塚市小学校	0857-820096	大塚市大塚16区
					大塚市小学校	0857-820097	大塚市大塚17区
					大塚市小学校	0857-820098	大塚市大塚18区
					大塚市小学校	0857-820099	大塚市大塚19区
					大塚市小学校	0857-820100	大塚市大塚20区
大塚市 (大塚市)	大塚市 (大塚市)	大塚市公民館 大塚市小学校 大塚市中学校	③	大塚市農業者 トレーニング センター	大塚市小学校	0857-820101	大塚市大塚21区
					大塚市小学校	0857-820102	大塚市大塚22区
					大塚市小学校	0857-820103	大塚市大塚23区
					大塚市小学校	0857-820104	大塚市大塚24区
					大塚市小学校	0857-820105	大塚市大塚25区
					大塚市小学校	0857-820106	大塚市大塚26区
					大塚市小学校	0857-820107	大塚市大塚27区
					大塚市小学校	0857-820108	大塚市大塚28区
					大塚市小学校	0857-820109	大塚市大塚29区
					大塚市小学校	0857-820110	大塚市大塚30区
大塚市 (大塚市)	大塚市 (大塚市)	大塚市公民館 大塚市小学校 大塚市中学校	④	大塚市農業者 トレーニング センター	大塚市小学校	0857-820111	大塚市大塚31区
					大塚市小学校	0857-820112	大塚市大塚32区
					大塚市小学校	0857-820113	大塚市大塚33区
					大塚市小学校	0857-820114	大塚市大塚34区
					大塚市小学校	0857-820115	大塚市大塚35区
					大塚市小学校	0857-820116	大塚市大塚36区
					大塚市小学校	0857-820117	大塚市大塚37区
					大塚市小学校	0857-820118	大塚市大塚38区
					大塚市小学校	0857-820119	大塚市大塚39区
					大塚市小学校	0857-820120	大塚市大塚40区
大塚市 (大塚市)	大塚市 (大塚市)	大塚市公民館 大塚市小学校 大塚市中学校	⑤	大塚市農業者 トレーニング センター	大塚市小学校	0857-820121	大塚市大塚41区
					大塚市小学校	0857-820122	大塚市大塚42区
					大塚市小学校	0857-820123	大塚市大塚43区
					大塚市小学校	0857-820124	大塚市大塚44区
					大塚市小学校	0857-820125	大塚市大塚45区
					大塚市小学校	0857-820126	大塚市大塚46区
					大塚市小学校	0857-820127	大塚市大塚47区
					大塚市小学校	0857-820128	大塚市大塚48区
					大塚市小学校	0857-820129	大塚市大塚49区
					大塚市小学校	0857-820130	大塚市大塚50区

地区名	一階紙給所	利用 時間	協議関係時 休館会館	施設名	電話番号	電話番号	
余子 （あまり） 地区	中野4区	③	江崎町立総合 体育館	河ノ井小学校	0857-51-9126	0857-51-9126	
	中野5区			芝ノ井幼稚園	0857-51-8653	0857-51-8653	
				米里小学校	0857-52-2631	0857-52-2631	
	希田町	希田総合技術 高等学校	③	米里小学校	0857-52-8038	0857-52-8038	
				米里地区公民館	0857-51-8128	0857-51-8128	
				河ノ井地区公民館	0857-51-8653	0857-51-8653	
				若菜地区公民館	0857-52-2616	0857-52-2616	
				若菜地区公民館	0857-52-2616	0857-52-2616	
				大成体育館	—	—	
				大成体育館	0857-39-0563	0857-39-0563	
余子 （あまり） 地区	竹内1区	③	伯耆町B&G編年 センター	谷地区公民館	0857-22-4872	0857-22-4872	
	谷地区公民館			0857-24-1836	0857-24-1836		
	福岡中央コミュニティセンター			0857-24-1642	0857-24-1642		
	福岡中央コミュニティセンター			0857-25-2334	0857-25-2334		
	福地中央中学校			0857-22-8087	0857-22-8087		
	福地中央中学校			0857-25-2004	0857-25-2004		
	河原第一小学校			0858-85-0550	0858-85-0550		
	竹内2区	①	名和農業青 トラレニング センター	河原第二小学校	0857-39-0550	0857-39-0550	
	河原町コミュニティセンター			0857-75-2030	0857-75-2030		
	河原町コミュニティセンター			0857-75-2030	0857-75-2030		
高松町	高松小学校	③	伯耆町B&G編年 センター	高松町体育館	—	—	
高松小学校	0857-27-5281			0857-27-5281			
おき坂公民館	0857-24-0417			0857-24-0417			
中津 （なかつ） 地区	旭道3区	①	中津総合公園 体育館	おき坂公民館	0858-78-3183	0858-78-3183	
	旭道3区			河原町コミュニティセンター	0858-85-2858	0858-85-2858	
	旭道1区			河原地区公民館	0858-85-0448	0858-85-0448	
	旭道1区			河原地区公民館	0858-85-0486	0858-85-0486	
	旭道2区			河原町総合体育館	0858-85-2851	0858-85-2851	
	旭道2区			八上地区公民館	0858-85-0604	0858-85-0604	
	旭道2区			河原小学校	0857-72-0286	0857-72-0286	
	新三井町	新三井公民館	①	中津高等学校体育館	中津中学校体育館	0857-72-0121	0857-72-0121
	新三井町	中津公民館			0857-72-0510	0857-72-0510	
	新三井町	中津高等学校体育館			0857-72-0474	0857-72-0474	
中津 （なかつ） 地区	夕日ヶ丘 1丁目	③	江崎町立総合 体育館	中津西小学校体育館	0857-72-9500	0857-72-9500	
	夕日ヶ丘 1丁目			新三井コミュニティセンター	0857-72-9564	0857-72-9564	
	夕日ヶ丘 1丁目			中津コミュニティセンター	0857-72-0096	0857-72-0096	
	夕日ヶ丘 1丁目			中津コミュニティセンター	0857-75-0636	0857-75-0636	
	夕日ヶ丘 1丁目			中津コミュニティセンター	0857-72-0510	0857-72-0510	
	夕日ヶ丘 1丁目			中津公民館	0857-37-5622	0857-37-5622	
	夕日ヶ丘 1丁目			中津公民館	0857-72-1931	0857-72-1931	
	新三井町	中津西小学校体育館	③	伯耆町立総合 体育館	中津西小学校体育館	0858-73-0031	0858-73-0031
	新三井町	新三井コミュニティセンター			0858-72-3666	0858-72-3666	
	新三井町	新三井コミュニティセンター			0858-72-0020	0858-72-0020	
小篠津町	小篠津小学校 集会所	③	伯耆町B&G編年 センター	八上保津センター	0858-04-2061	0858-04-2061	
小篠津町	八上小学校			—	—		
小篠津町	八上小学校（旧八中中学校）			0858-94-1176	0858-94-1176		
財ノ入町	財ノ入公民館	③	伯耆町B&G編年 センター	八上公民館	0858-72-0022	0858-72-0022	
伊勢崎町	伊勢崎公民館			0858-73-0672	0858-73-0672		
幸神町	幸神公民館			0858-72-0161	0858-72-0161		
幸神町	幸神公民館	③	伯耆町B&G編年 センター	伯耆町立総合センター	0858-73-0621	0858-73-0621	
幸神町	幸神小学校			0858-73-0621	0858-73-0621		
幸神町	幸神小学校			0858-73-0621	0858-73-0621		

[illegible]

地区別 (小字別)	地区名	一時集会所	遊玩 施設	遊玩施設時 校舎貸出	遊玩先	電話番号	担当
夜間 (よみ) (ひたひ) 公民館区 (夜間部)	夜間1区	夜間公民館 夜間小学校	①	旧青田BISG部活 センター	久米中学校	0858-29-1241	夜間部
	夜間2区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-22-5004 0858-25-1341 0858-25-1630 0858-29-0982		
	夜間3区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-49-2211 0858-44-2635 0858-43-0003		
	夜間4区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-39-2083 0858-36-4800 0858-52-2060 0858-52-2404 0858-55-0505 0858-55-0601		
	夜間5区	夜間公民館 夜間小学校	②	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部
	夜間6区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211		
	夜間7区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211		
	夜間8区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211		
	夜間9区	夜間公民館 夜間小学校	③	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部
	夜間10区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211		
夜間11区	夜間公民館 夜間小学校	夜間公民館 夜間小学校		0858-37-3211			
夜間12区	夜間公民館 夜間小学校	夜間公民館 夜間小学校		0858-37-3211			
夜間13区	夜間公民館 夜間小学校	④	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間14区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間15区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間16区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間17区	夜間公民館 夜間小学校	⑤	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間18区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間19区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間20区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間21区	夜間公民館 夜間小学校	⑥	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間22区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間23区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間24区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間25区	夜間公民館 夜間小学校	⑦	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間26区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間27区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間28区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間29区	夜間公民館 夜間小学校	⑧	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間30区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間31区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間32区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間33区	夜間公民館 夜間小学校	⑨	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間34区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間35区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間36区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間37区	夜間公民館 夜間小学校	⑩	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間38区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間39区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間40区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間41区	夜間公民館 夜間小学校	⑪	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間42区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間43区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間44区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間45区	夜間公民館 夜間小学校	⑫	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間46区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間47区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間48区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間49区	夜間公民館 夜間小学校	⑬	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間50区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間51区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間52区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間53区	夜間公民館 夜間小学校	⑭	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間54区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間55区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間56区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間57区	夜間公民館 夜間小学校	⑮	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間58区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間59区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間60区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間61区	夜間公民館 夜間小学校	⑯	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間62区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間63区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間64区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間65区	夜間公民館 夜間小学校	⑰	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間66区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間67区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間68区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間69区	夜間公民館 夜間小学校	⑱	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間70区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間71区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間72区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間73区	夜間公民館 夜間小学校	⑲	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間74区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間75区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間76区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間77区	夜間公民館 夜間小学校	⑳	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間78区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間79区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間80区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間81区	夜間公民館 夜間小学校	㉑	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間82区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間83区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間84区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間85区	夜間公民館 夜間小学校	㉒	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間86区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間87区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間88区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間89区	夜間公民館 夜間小学校	㉓	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間90区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間91区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間92区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間93区	夜間公民館 夜間小学校	㉔	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間94区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間95区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間96区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間97区	夜間公民館 夜間小学校	㉕	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間98区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間99区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間100区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間101区	夜間公民館 夜間小学校	㉖	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間102区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間103区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間104区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間105区	夜間公民館 夜間小学校	㉗	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間106区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間107区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間108区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間109区	夜間公民館 夜間小学校	㉘	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間110区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間111区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間112区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間113区	夜間公民館 夜間小学校	㉙	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間114区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間115区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間116区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間117区	夜間公民館 夜間小学校	㉚	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間118区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間119区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間120区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間121区	夜間公民館 夜間小学校	㉛	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間122区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間123区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間124区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間125区	夜間公民館 夜間小学校	㉜	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間126区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間127区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間128区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間129区	夜間公民館 夜間小学校	㉝	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間130区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間131区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間132区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間133区	夜間公民館 夜間小学校	㉞	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間134区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間135区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間136区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間137区	夜間公民館 夜間小学校	㉟	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間138区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間139区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間140区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間141区	夜間公民館 夜間小学校	㊱	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間142区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間143区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間144区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間145区	夜間公民館 夜間小学校	㊲	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間146区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間147区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間148区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間149区	夜間公民館 夜間小学校	㊳	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間150区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間151区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間152区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間153区	夜間公民館 夜間小学校	㊴	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間154区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間155区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間156区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間157区	夜間公民館 夜間小学校	㊵	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間158区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間159区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間160区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間161区	夜間公民館 夜間小学校	㊶	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間162区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間163区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間164区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間165区	夜間公民館 夜間小学校	㊷	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間166区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間167区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間168区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間169区	夜間公民館 夜間小学校	㊸	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間170区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間171区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間172区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間173区	夜間公民館 夜間小学校	㊹	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間174区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間175区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間176区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間177区	夜間公民館 夜間小学校	㊺	江村町立総合 体育館	三時中学校遊玩先	0858-37-3211	夜間部	
夜間178区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間179区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館 夜間小学校	0858-37-3211			
夜間180区	夜間公民館 夜間小学校		夜間公民館				

「とっとりの原子力防災」発行経緯

平成 25 年度	初めて作成（電子版）
平成 26 年度 ～ 平成 27 年度	400 部発行し、関係機関等へ配布。
平成 28 年度	500 部発行し、関係機関等へ配布。
平成 29 年度	ISSN（International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号）を取得。500 部発行し、関係機関等へ配布。
平成 30 年度	500 部発行し、関係機関等へ配布。

発 行 平成 31 年 3 月

発行者 鳥取県（危機管理局原子力安全対策課）

〒 680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

電 話：0857-26-7974

ファクシミリ：0857-26-8805

ホームページ：http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/

E-mail：genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp
